第3期 大津市いじめの防止に関する行動計画 (大津市いじめ防止基本方針)

令和5年度(2023年度)~ 令和10年度(2028年度)

第3期大津市いじめの防止に関する行動計画の基本方針

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

大津市・大津市教育委員会

はじめに

平成23年10月11日に市立中学校の生徒が自ら命を絶たれてから11年余りとなります。亡くなられた中学生に対しまして、心から哀悼の意を表します。

大津市では尊い命が失われる悲しく痛ましい事件を繰り返さないという思いの もと、市全体で子どもをいじめから守る体制を整え、教育委員会と共に取組を進 めてまいりました。

しかし、現在、不登校や児童虐待、ヤングケアラー問題など、子どもたちが抱える課題は多様化・複雑化するとともに、SNSやスマートフォンなどの急速な普及により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、子どもたちに強い不安とストレスを与える中で、いじめの疑い事案の報告件数が増大するなど、様々な影響が懸念されており、「子ども支援コーディネーター」を中心に、学校全体で一人一人に寄り添ったきめ細かい支援を行っていく必要があると考えています。

このような中、第3期行動計画の策定においては、これまでの取組を更に深化させ、大津市教育振興基本計画にも示されているいじめの未然防止及び再発防止の観点を踏まえ、一人一人の子どもの心に寄り添ったいじめ対策を目指して策定を進めてまいりました。

私たちは、いじめは深刻な子どもの人権問題であるとの認識を持ち、全ての子どもたちが安心して、学ぶことができる環境を整えるために、家庭、地域、学校の連携や協力のもと、その対策に全力で取り組んでまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、いじめの防止に関する行動計画の策定等に係る意見聴取会の委員の皆様をはじめ、大津っ子未来会議の児童生徒の皆様やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

平成23年10月11日、大津市立中学校の生徒が自ら命を絶たれました。大津市教育委員会と全ての市立小・中学校では、このような悲しい出来事を二度と繰り返してはならないという決意のもと、いじめ防止対策の取組を進めてまいりました。

特に、第三者調査委員会の報告書において「教員全体で情報の共有がなされず有効な対策をとることができなかった」と指摘されたことを重く受け止め、市立小・中学校においては、子ども支援コーディネーターと生徒指導主任・主事が核となって未然防止の取組を進めるとともに、いじめ対策委員会を基盤に組織的で丁寧かつ迅速に解決を図る体制を整えてきました。また、学校が把握したいじめに関する情報を教育委員会と市長部局で確認し必要に応じて連携して支援する、令和4年度には教育支援センターの相談機能を拡充するなど、様々な角度から「子どもをいじめから守る体制づくり」も進めてきました。

こうした中、これまで積み重ねてきたいじめ防止対策を基本に、決して歩みを止めることなく着実に取組を進めることを念頭に、第3期行動計画を策定いたしました。

経験豊富な教員の退職と若手教員の増加により教職員の世代交代が進む中、まずは、この行動計画の内容を全教職員が共通理解できるよう徹底します。その上で、この行動計画と令和4年12月に文部科学省から示された新たな生徒指導提要をもとに、各学校の「いじめ防止基本方針」を見直すとともに、子どもたちの自尊感情を高め、自分も他者も大切に多様性を認め合う豊かな心を育む教育活動を推進したいと考えております。

また、全ての子どもにタブレット端末が配備された今、「SNS、インターネット上のいじめ防止に関する研修会」や「専門家等によるいじめ問題や人権教育等に関する授業」など、激動する社会に対応したいじめの未然防止、再発防止の取組についても充実を図りたいと考えております。

大津市教育委員会と市立小・中学校の全ての教職員は、過去の悲しい出来事を風化させることなく、子ども一人一人にきめ細やかに寄り添い、子どもの笑顔が輝き安心して学ぶことができる学校づくりに、家庭、地域、学校の連携のもと、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

目 次

第1章	計画の策定にあたって1
第1節	いじめの防止に関する行動計画とは2
第2節	大津市の反省7
第3節	大津市の状況9
第4節	第2期行動計画の振り返りと第3期行動計画への反映13
第2章	大津市のいじめ対策の体制19
第1節	いじめ対策の取組体制20
第2節	大津市のいじめ事案への対応の体制21
第3節	学校におけるいじめ事案への対応の体制22
第4節	重大事態への対応の体制24
第3章	いじめ対策の取組25
第1節	施策体系26
第2節	具体的な施策27
Α.	市・教育委員会が実施する施策32
В.	学校が実施する施策
C.	家庭・地域との連携・協働により実施する施策44
D.	附属機関・関係機関等との連携により実施する施策46
E. ⁻	包括的な施策48
第3節	重大事態への対応 49

第4	4章	計画の推進	53
第 第	2節 3節	計画推進の基本的な考え方各学校・各取組実施課による自己評価	55 57
資料	斗編.		59
		。 6定時点での具体的取組内容	
2	和解条	条項において明記された再発防止策	90
3	第3期	月行動計画の検討経過	93
		そでの大津市のいじめ対策	
5	関係法	5个等	96
6	いじめ)に関する相談窓口	108



計画の策定にあたって

第1節 いじめの防止に関する行動計画とは

第2節 大津市の反省

第3節 大津市の状況

第4節 第2期行動計画の振り返りと第3期行動 計画への反映

第1節/いじめの防止に関する行動計画とは

1 行動計画の策定根拠・策定目的・基本方針

(1) 行動計画の策定根拠・策定目的

いじめの防止に関する行動計画^{*1}は、大津市子どものいじめの防止に関する条例^{*2}第9条に基づき策定するものです。同時に、いじめ防止対策推進法^{*3}第12条に規定される、「地方いじめ防止基本方針」としても位置づけます。

条例と法の策定根拠等を整理し、行動計画の策定目的等を以下のとおりとします。

条例 第2条 (基本理念・抜粋)

市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

法 第12条(地方いじめ防止基本方針)

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌 し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体に おけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ 効果的に推進するための基本的な方針(以下「地 方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努 めるものとする。

条例 第9条 (行動計画の策定・抜粋)

子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画を策定するものとする。

(国) いじめ防止基本方針(文部科学省)

いじめ防止対策推進法において、求められる具体 的な取組等を取組主体別に整理して例示

大津市いじめの防止に関する行動計画 (大津市いじめ防止基本方針)

【策定目的】

子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計 画的に推進するため

【計画の概要】

策定目的を達成するためのいじめ防止に関する具体的な取組を、取組主体別に整理して位置づける。

- ※1 この計画では「行動計画」と言います。
- ※2 この計画では「条例」と言います。
- ※3 この計画では「法」と言います。

(2) 行動計画の基本方針

この行動計画では、次の3つの基本方針を掲げます。

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

これらの基本方針のもと、いじめのない社会の構築に向け、行動計画に定める取組を実施します。

2 整合を図る上位計画

大津市総合計画

基本方針 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本政策 子どもの未来が輝くまちにします

施策 子どもを守る仕組みの充実

大津市の最上位計画である大津市総合計画では、施策「子どもを守る仕組みの充実」の中の取組として、「いじめ対策の推進」が位置づけられています。

大津市教育振興基本計画 第3期計画(令和2年度~令和6年度)

基本方針 子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

重点アクション 安心して学べる学校づくり

施策項目 いじめ防止対策の総合的な推進

大津市の教育等の振興に関する基本理念、基本方針、取り組む施策等を示した大津市教育振興基本計画では、基本方針「子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます」のもと、「いじめ防止対策の総合的な推進」が施策項目に位置づけられています。

同計画では、「いじめ防止対策の総合的な推進」の課題・施策の必要性として、いじめの 未然防止の徹底や、再発防止の実効性の向上が必要と示されています。

この行動計画も、これらの上位計画との整合を図ります。

3 行動計画の期間

第3期行動計画は、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とします。

計画期間中、毎年度、取組実施課が前年度に実施した取組を振り返り、自己評価を行う ことで、更に効果的な取組としていけるよう常に取組方法を柔軟に改善しながら取組を進 めます。

また、時代の変化や子どもの変化の状況、取組を実施する中で行った改善等を反映するため、中間の令和7年度から令和8年度にかけて中間見直しを実施します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第	3期計画 計画	画期間(6年)			第4期計画
		中間」	見直し	評価	第 4 期計画策定	
施策実施	前年度の施策検証 自己評価					
	施策実施	前年度の施策検証 自己評価				
		施策実施	前年度の施策検証 自己評価			
			施策実施	前年度の施策検証 自己評価		
				施策実施	前年度の施策検証 自己評価	
					施策実施	前年度の施策検証 自己評価
	整	と合を図る	上位計画	の計画期「	間	
総合計画 (第2期実行	計画)		総合計画 (第3期実行	 計画) 		次期総合計画
教育振興基本記 (第3期計画)			教育振興基本 (第4期計画)			

4 いじめの定義

(1)法、条例、行動計画におけるいじめの定義

法、条例では、いじめは以下のように定義されています。

【法におけるいじめの定義】

次の①~④の全てに該当する行為

- ① 行為をした者(A) も行為の対象となった者(B) も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(文部科学省資料「いじめの認知について」より抜粋)

【条例におけるいじめの定義】

次の①~④の全てに該当する行為

- ① 行為の対象となった者(B) が子どもであること
- ② 行為をした者(A)とBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(児童虐待に該当するものを除く)

法における定義では、いじめの対象は学校に在籍する「児童生徒」となっていますが、 条例では「子ども」とされています。条例上の「子ども」は、小学生から概ね18歳の子ど もが想定されており、高校に進学しないなど、学校に在籍しない子どもも含まれる点が、 法・条例における定義の大きな違いです。また、条例では行為を行った側についても「子 ども」であることが要件とはなっていません。

【行動計画におけるいじめの定義】

次の①~④の全てに該当する行為

- ① 行為をした者(A) も行為の対象となった者(B) も子どもであること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

この行動計画では、法に規定される「地方いじめ防止基本方針」としても位置づけていることから、基本的に法における定義を用いながらも、条例で定められているとおり、学校に在籍しない子どももいじめの対象として考えることとします。なお、条例上のいじめの定義では、子ども以外からの行為も含まれることから、それらについて相談等があった場合には適切に対応を行います。

(2) いじめとは

法、条例、行動計画上の定義では、一定の人間関係のある者の間(法・行動計画上は、 児童生徒の間・子どもの間)で行われた行為で、対象となった子どもが心身の苦痛を感じ た行為は、原則、全ていじめとなります。

一般的にいじめという言葉からは、執拗な嫌がらせや集団での嫌がらせなどがイメージされますが、法、条例、行動計画上のいじめの定義には、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素は含まれていないことに留意する必要があります。いじめ対策に関係する全ての関係者は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得る」という認識に立ち、いじめを漏れなく認知し、子どもの支援につなげていく必要があります。

さらに、法、条例、行動計画上の定義は、行為の対象となった子どもの主観を重視した 定義になっています。たとえ同じ行為であっても、対象となった子どもの気持ちによりい じめとなる場合も、そうならない場合も起こりえます。どのようなことをされたかという 行為だけに着目するのではなく、行為をされた子どもの気持ちに寄り添い、いじめとして 認知するかどうかを判断しなければいけません。

例えば、次のようなことがいじめとなります。

冷やかし・悪口 嫌なことを言われる 仲間はずれにされる

暴力をうける



金品をとられる持 ち物を壊される



嫌なことや危険なことを される・させられる

インターネット上で嫌なこ とをされる



(3) いじめの定義の正確な理解に向けて

いじめを漏れなく認知し、支援につなげていくためには、 いじめ対策に関係する全ての関係者が、このいじめの定義 を正確に理解して取組を行う必要があります。

大津市では、行動計画概要版のリーフレット等を作成・配布し、いじめの定義を、子ども、保護者、市民の皆様に、広くご理解いただけるよう努めています。

教育委員会では、いじめの定義や関連法令の解説を含む 教職員研修用資料「子ども支援の充実に向けて」の全教職 員への配布や研修等を通じ、全教職員がいじめの定義を正 確に理解できるよう周知を徹底しています。



教職員研修用資料「子ども支援の充実に向けて」 いじめの定義や関係法令等を説明するページ

第2節/大津市の反省

1 第三者調查委員会調查報告書

大津市は、平成23年のいじめを受けた大津市内の中学校の生徒が自ら命を絶った悲しく 痛ましい事件を忘れてはなりません。

この事件について徹底した独立公正な調査を行うため、第三者調査委員会による調査が行われました。平成25年1月31日に取りまとめられた第三者調査委員会による調査報告書では、自死に至るまでの問題点として、教員によるいじめの認知の遅れや、教員全体で情報の共有がなされず結果として有効な対策を取ることができなかったことなどが指摘されました。

さらに、事後対応における問題点として、学校及び教育委員会の事実究明・調査の不徹 底などが指摘されました。

学校及び教育委員会に関する問題点は、以下のとおりです。

1. 自死に至るまでにおける問題点

- ・教員によるいじめ認知の遅れ
- ・実現しなかった教員間における情報の共有化
- ・情報の共有化の基礎としてのチームワークの 不足(教員間の風通しの悪さ)
- ・生かせなかった副担任制度
- ・学級運営上の問題点
- ・いじめ対応と学校・教員の評価
- ・いじめ防止教育(道徳教育)の限界
- ・校長等の管理職の役割
- ・大規模校が孕む問題点
- ・実現しなかった教員と保護者との情報共有
- ・教員の多忙
- ・講師身分の固定化
- 2. 事後対応における問題点
- (1)学校の問題点
 - ·事実究明の不徹底
 - ・教員間の教訓の共有化の不存在
 - ・事態沈静化の重視
 - ・いじめ加害者への対応
 - スクールカウンセラーのあり方
 - ・学校のあり方

(2)市教育委員会の問題点

- ・平時における危機管理体制整備の欠如
- ・市教育委員会の主体性、指導力の無さ
- ・学校任せの事実解明(いじめの有無、自死との関係)
- ・市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ
- ・市教育委員会の委員の問題
- (3)事件当事者としての学校・市教育委員会共通の 問題点
 - ・初期対応の拙さ
 - ・事実調査より法的対応を意識した対応を取ったこと
 - ・調査の打ち切りが早いこと
 - ・事態への対応に主体性がないこと
 - ・自死の原因を家庭問題へ逃げたこと―組織防衛に 走ったこと
 - ・学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の解明 をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠け ていること
 - ・地域関係者との連携の不備
 - ・調査の透明性を確保する必要性
 - ・報道に対する対応のまずさ
 - ・課題としての遺族への対応

これらの浮き彫りになった問題点を解決し、二度と同じ過ちを犯さないため、二重三重 の救済システムの整備など、次の項目について提言がなされました。

1. 教員への提言

- (1)教員とは何か
- (2)教員の感性
- (3)いじめ認識、研修
- (4)チームワーク
- (5)「多忙」から「充実感」、「やりがい」のある仕事へ

2. 学校への提言

- (1)学校とは何か
- (2)仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善
- (3)教育相談
- (4)生徒の学校参加
- (5)地域の学校参加
- (6)いじめをおこさないヒドゥンカリキュラム (学校の理念・伝統・文化) *を!

3. 教育委員会への提言

- (1)教育委員会の在り方
- (2)教員政策の問題点―市や県の問題
- (3)学校規模の適正化
- (4)教員の多忙の解消
- (5)全教員研修
- 4. スクールカウンセラーの運用の在り方

5. 危機対応

- (1)学校の危機対応
- (2)教育委員会の危機対応
- (3)学校、教育委員会共通の危機対応
- (4) 当事者へのケア

6. 将来に向けての課題

- (1)学校内外に生徒がシグナルを発しやすい法制度の構築 ~二重三重の救済システムの整備に向けて~
- (2)いじめと司法
- (3)事後の事実解明 ~第三者委員会の在り方~
- (4)メディアの倫理の在り方 ~いじめとマスコミ~

2 和解

平成23年の事件にかかる損害賠償請求訴訟について、平成27年2月18日に大津地方裁判 所から和解勧告を受け、同年3月17日に和解が成立しました。

大津市は、第三者調査委員会調査報告書に基づき、以下の2点につき、遺族に対し謝罪 を行いました。

- ① 大津市立中学校が本生徒に対する安全配慮義務を充分尽くさず、また、同人の自死を具体的に予見できたにもかかわらず適切な対応を執らず、同人の自死を予防できなかったこと。
- ② 学校及び大津市教育委員会が本生徒の自死に際して適切な事後対応を行わなかったこと。

大津市は今回の和解に関わる裁判所の判断内容を受け、特に以下の3点の遵守に努める必要性を改めて確認しました。

- ① 児童及び生徒を注意深く観察し情報を共有することで、児童及び生徒がいじめを受けていることを認識しなければならない。
- ② いじめを要因として、いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見しなければならない。
- ③ いじめと自死の因果関係を認識し予防にあたらなければならない。

この3点について教職員が常に意識し、必要な情報を共有しながら児童及び生徒が安心して過ごすことのできる安全な学校づくりに努めるとともに、和解条項において明記された再発防止策(資料編―2参照)を遵守します。

※正式なカリキュラムの中にはない学校の知識や意識。学校の理念、伝統、文化、校風、慣習など。

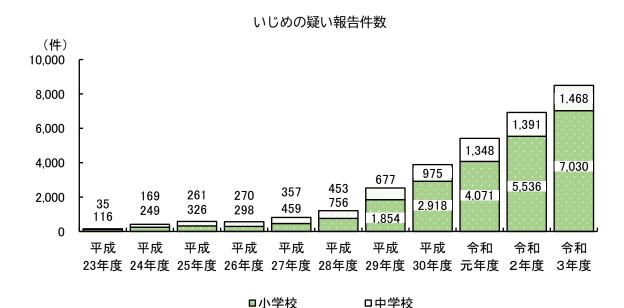
第3節/大津市の状況

1 大津市のいじめの現状

(1) いじめの疑い報告件数

平成24年1月から、様々な事案の背景にいじめが潜んでいるのではないかとの意識を持って対応するため「いじめの疑い(いじめかどうか確認できていない事案を含む)」を把握した場合は、学校において、「いじめ対策委員会」を開催して組織的に情報共有・対応方針を決定して、初期対応を行うとともに、原則24時間以内に教育委員会に概要を報告する運用を取っています。

各学校において、教員がアンテナを高く掲げ、きめ細やかな見守りが行われた結果、「いじめの疑い」の報告件数は大きく増加しています。



- ※「いじめの疑い」報告件数は平成24年1月から集計(平成23年度の疑い件数は、年度途中からの集計)
- ※学校から教育委員会への報告件数の集計(文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計とは、集計方法が異なる。)

(2) いじめの児童生徒 1000 人あたりの認知件数 (全国との比較)

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果からは、大津市では全国と比較して多くのいじめの事案を認知していることが分かります。

これは、各学校において、教員がアンテナを高く掲げ、きめ細やかな見守りが行われた 結果、漏れなくいじめ事案を把握し、組織的に認知できた結果だと考えています。

いじめの児童生徒 1000 人あたりの認知件数

単位:件/1000人

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
小学校	大津市立小学校	165. 7	188. 6	217. 8	
小子似	全国小学校	75.8	66.5	79. 9	
古学林	大津市立中学校	113. 7	104.0	105. 2	
中学校	全国中学校	32.8	24.9	30.0	

資料:「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(3) いじめの発見のきっかけ(全国との比較)

同じく文部科学省の調査結果からは、全国では、小・中学校ともにアンケート調査がきっかけでいじめが発見される割合が最も高くなっているのに対し、大津市では、本人、保護者から訴えがあった割合や、学級担任等教職員が気づいた割合が高くなっています。

いじめの発見のきっかけ

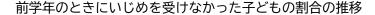
単位:%

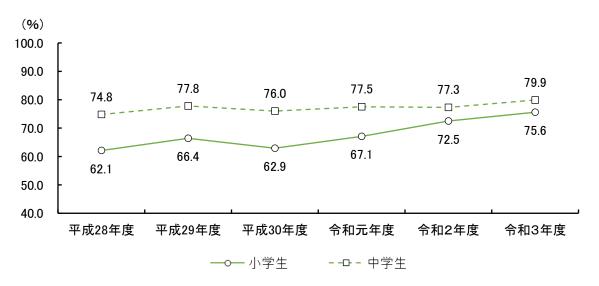
校種	発見のきっかけ	大津 市立	全国	校種	発見のきっかけ	大津 市立	全国
	学級担任	12.8	9.5		学級担任	10.9	9.6
	学級担任以外	6.3	1.3		学級担任以外	17.0	6.4
	養護教諭	0.6	0.2		養護教諭	0.6	0.7
	スクールカウンセラー 等	0.0	0.1		スクールカウンセラー 等	1.3	0.2
	アンケート調査等	6.7	57.8	中学校	アンケート調査等	4. 5	36.4
	本人	36.0	16.4		本人	41.5	26.4
小学校	保護者	21.9	10.3		保護者	14.5	13.0
仪	児童生徒(本人を除 く)	13.1	3. 0	仪	児童生徒(本人を除 く)	8.8	5.3
	保護者(本人の保護 者を除く)	2.3	1.1		保護者(本人の保護 者を除く)	0.6	1.6
	地域の住民	0.2	0.1		地域の住民	0.0	0.1
	学校以外の関係機関	0.1	0.1		学校以外の関係機関	0.2	0.2
	その他	0.0	0.1		その他	0.0	0.1
	計 計	100.0	100.0		計	100.0	100.0

資料:「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より (0.1%未満を四捨五入しているため、総計と内訳の計は一致しないことがある。)

(4) 前学年のときにいじめを受けなかった子どもの割合の推移

毎年度実施する、市立小・中学校児童生徒を対象としたアンケート調査*においては、 前学年のときにいじめを受けなかった(嫌なことをされたことはなかったと回答した)割 合は、上昇傾向にあります。

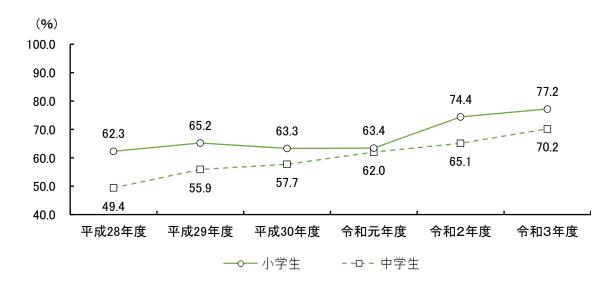




(5) いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合の推移

同じく、市立小・中学校児童生徒を対象としたアンケート調査においては、前学年のとき、嫌なことをされた際に誰かに相談した割合は、上昇傾向にあります。

いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合の推移



[※]市立小・中学校の小学4年生~中学3年生を対象としたアンケート調査です。対象者数は年度により異なりますが、令和3年度は小学生3,468人、中学生2,611人から回答を得ました。P14、P15のグラフも同様です。

大津市のいじめ対策の状況

(1) いじめ対策推進室における相談・対応回数の推移

市長部局に設置されているいじめ対策推進室では、電話・手紙・面談等による相談窓口 を設けており、子ども、保護者、市民等からのいじめ等に関する直接相談に対応していま す。また、いじめ対策推進室では、1件の事案に対して子どもが安心して学校に通えるま で継続して対応します。

いじめ対策推進室における相談・対応等の延べ回数は、年間1,000回程度となっていま す。



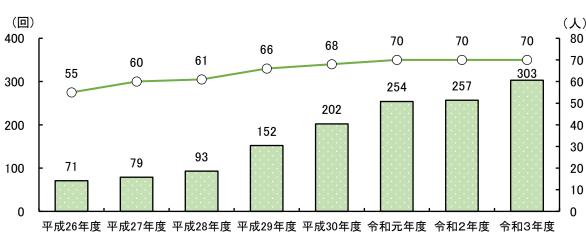
相談・対応等回数の推移(延べ)

(2)子ども支援コーディネーターの配置といじめ対策委員会開催回数の推移

全市立小・中学校には、子ども支援コーディネーター(令和元年度までは「いじめ対策 担当教員」)を配置しています。

子ども支援コーディネーターは、学校の中でいじめの疑い事案の情報を集約し、いじめ 対策委員会を開催することで、組織的な情報共有と、組織対応を推進します。

子ども支援コーディネーターの配置人数は、平成26年度以降徐々に増員しています。ま た、学校現場におけるいじめ対策委員会の開催回数は年々増加しています。



子ども支援コーディネーター配置人数、いじめ対策委員会開催回数の推移

□□いじめ対策委員会開催回数(1校あたり) -○-子ども支援Co配置人数(右軸)

第4節 / 第2期行動計画の振り返りと第3期行動計画への反映

平成29年度から令和4年度にかけて、第2期行動計画に基づき、様々ないじめ防止対策 に取り組んできました。

1 第2期行動計画の振り返り

(1) 第2期行動計画の基本方針

- 1 過去の反省を忘れないこと
- 2 子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすること
- 3 地域社会全体で取り組んでいくこと

(2) 第2期行動計画の施策体系

第2期行動計画では、法第11条に基づき国が策定する「(国) いじめ防止基本方針」、法第13条に基づき学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」との系統性に配慮し、主体別、未然防止・早期発見・対処の施策別の体系としていました。

また、地域・家庭、関係機関等との連携により実施する施策や、全体を包括する施策については、行政と学校が取り組む施策と横断的な関係にあることから、行政と学校の取組とは別に、具体的取組を整理しました。

第2期行動計画には 90 の具体的取組が位置づけられており、うち 66 取組が重点事業として 位置づけられていました。

【施策体系のイメージ】

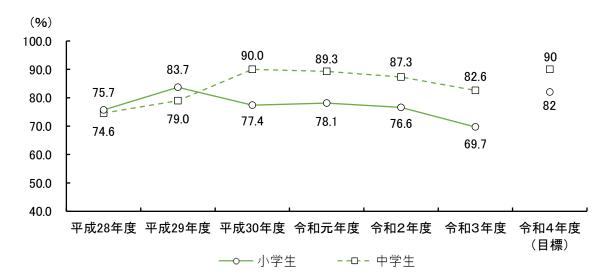
A. 市及び教育委員会 B. 学校が C. 地域及び家庭との連携により実施する施策 が実施する施策 実施する施策 D. 附属機関及び関係機関との連携により 基本施策:未然防止・早期発見・対処 実施する施策 具体的施策 具体的施策 E. 包括的な施策 具体的取組 具体的取組 具体的取組 (26 取組) (44 取組) (20 取組)

(3) 第2期行動計画の評価

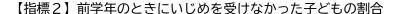
成果指標の状況

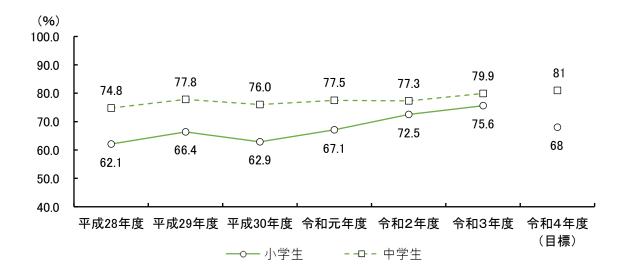
第2期行動計画では、計画の達成度を測るため、計画策定時に5つの成果指標と目標値*を設定していました。成果指標は毎年実施する、市立小・中学校児童生徒を対象としたアンケート調査結果をもとに算出します。

「前学年のときにいじめを受けなかった子どもの割合」など、多くの成果指標が上昇傾向に あり、全体としてこれまでのいじめ対策の取組の成果が確認できます。



【指標1】おおつっこ相談チームの認知率

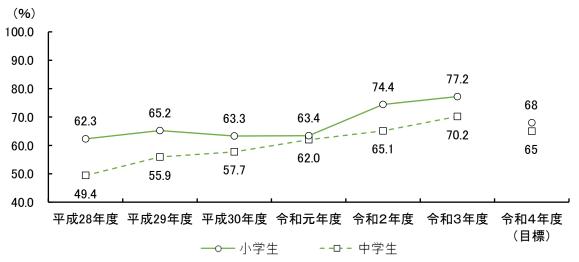




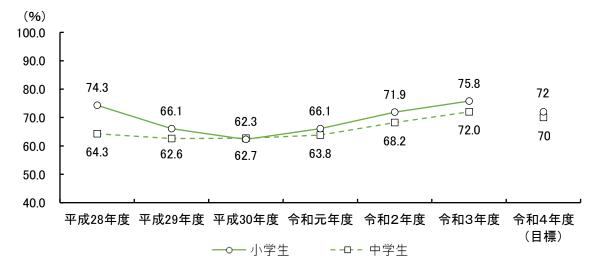
[※]成果指標の目標値は、第2期行動計画策定時(平成28年度)に設定したものです。

また、令和元年度に実施した中間見直し時に、実績値が目標値を大幅に上回っている指標など、一部の指標の目標値の見直しを行いました。

【指標3】いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合



【指標4】いじめを受けて誰かに相談した結果、いじめが改善された子どもの割合



【指標5】いじめを見たとき、いじめの解決に向けた行動をとった子どもの割合



取組実施課による自己評価

第2期行動計画に位置づける各取組について、各取組実施課(B. 学校が実施する施策については、各市立小・中学校)が毎年度年度当初に、その1年間に実施する取組の目標を設定し、年度終了時に、効果的に取り組むことができたかについて5段階で自己評価を行いました。

全取組の自己評価の平均も、各主体別の自己評価の平均も、全ての年度において4以上であり、全体として、概ね効果的に取組が進められていると考えられます。

	H29	H30	R1	R2	R3
全取組の自己評価平均(90 取組)	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6
・A 市及び教育委員会が実施する施策の自己評価平均(44 取組)	4.4	4.4	4.5	4.6	4.8
・B 学校が実施する施策の自己評価平均(26 取組)	4.3	4.4	4.4	4.2	4.3
· C 地域及び家庭との連携により実施する施策の自己評価平均 (9取組)	4.3	4.1	4.4	4.5	4.7
・D 附属機関及び関係機関との連携により実施する施策の自己 評価平均(7取組)	4.4	4.6	4.8	4.8	5.0
・E 包括的な施策の自己評価平均(4取組)	4.1	4.1	4.3	4.5	4.8

保護者・市民・教員向けアンケート結果

第3期行動計画策定にあたり保護者・市民・教員向けのアンケートを実施しました。

保護者・市民向けアンケートの結果からは、保護者・市民ともに条例上の責務・役割と概ね 一致する高い意識や関心を持っていることや、学校と保護者が適切に連携できていることが確 認できました。

一方で、「出前講座・市民フォーラムなどの保護者・市民向けの啓発」は、取組として必要と 考える割合が最も低い等の課題も判明しました。

また、教員向けアンケートの結果からは、大津市のいじめ対策の取組が、全体としても、各 取組についても、概ね効果的と評価されていることや、把握したいじめ(疑い)事案につい て、いじめとして認知するかを判断する際、法・条例の定義に従い適切に判断していることが 確認できました。

一方で、「原則 24 時間以内にいじめ(疑い)速報を報告する仕組み」については、効果的であると評価される一方で、事務的な負担が大きく効率化の検討も必要であることや、第2期行動計画全編をひと通り読んだことがある教員が約4割に留まるということも判明しました。

(4)取り巻く環境の変化

さらに、第2期行動計画の計画期間中に、子どものいじめ問題を取り巻く環境にも大きな変化がありました。第3期行動計画は、これらの環境の変化にも対応する必要があります。

□ 不登校や虐待、ヤングケアラー問題など、子どもが抱える課題の多様化・複雑化
□ 子どもたちへのSNSやスマートフォンなどの急速な普及
□ 学校への学習用タブレット端末の配備
□ 新型コロナウイルス感染予防にかかる学校行事等の制限が子どもたちに与える影響
□ いじめの疑い事案の報告件数の増大

2 第3期行動計画への反映

以上のことを踏まえ、次のような方針のもと、第3期行動計画の策定を行いました。

(1) 第3期行動計画の基本方針

第2期行動計画の基本方針の趣旨を引き継ぐとともに、取組の進め方がより明確となるよう、以下のとおり表現を改めました。

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

(2) 第3期行動計画の検討方針

① 第2期行動計画に位置づけられている取組を基本に、更に一人一人の子どもに寄り添ったいじめ対策の取組を推進していく。

第2期行動計画の取組の成果が一定確認できることから、第2期行動計画に位置づけられる取組を基本に検討しました。

その上で、大津市教育振興基本計画において示されているいじめの未然防止及び再発防止 の観点も持ち、更に一人一人の子どもに寄り添った取組を推進します。

【第3期行動計画に反映した主な項目】

- ・(充実) 専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施
- ・(充実) 子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進
- ・(新規) 子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修
- ・(新規) いじめ対策に関する家庭への積極的な情報提供
- ・(充実) インターネット上のいじめの防止にかかる啓発の実施

② アンケート結果や自己評価の結果を踏まえ、よりに実効性の高い取組とする。

継続する取組についても、アンケート調査結果等から見えてきた課題等も踏まえ、更なる 改善を検討しました。

【第3期行動計画に反映した主な項目】

- ・(改善) いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報 (教職員の事務負担軽減のための報告方法の効率化の検討)
- ・(改善) いじめ防止市民フォーラム等の実施(取組方法の改善の検討)
- ・(充実) いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発
- ・(充実) いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置 (学習用タブレット端末等から相談できる仕組みの検討)

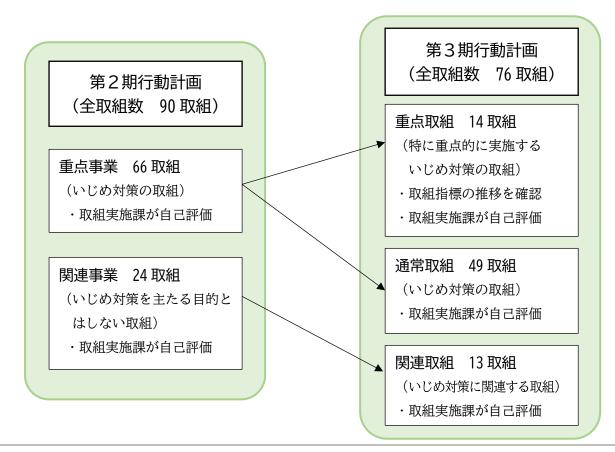
③ 計画内容を精選し、取組内容等をより理解しやすい計画とする。

計画内容の精選、構成の見直しを通じ、大津市のいじめ対策の仕組み・体制や取組内容等をより理解しやすい計画となるよう検討を行いました。

さらに、多忙な学校現場においても必要な情報を日々確認できるよう、ダイジェスト版を 作成することとしました。

【第3期行動計画に反映した主な項目】

- ・教員用ダイジェスト版の作成
- ・類似、重複する具体的取組の統合
- ・重点事業を、重点取組、通常取組に分類し直し、重点取組数を精選





大津市のいじめ対策の体制

第1節 いじめ対策の取組体制

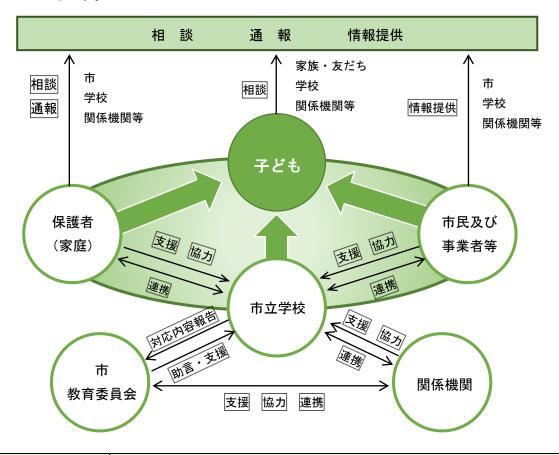
第2節 大津市のいじめ事案への対応の体制

第3節 学校におけるいじめ事案への対応の体制

第4節 重大事態への対応の体制

第1節 / いじめ対策の取組体制

いじめ対策の取組にあたっては、市・教育委員会、学校、保護者、子ども、市民及び事業者等それぞれの取組主体が、責務と役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組んでいきます。



取組主体	条例に位置づけられる責務・役割	
市・教育委員会	・必要な施策の実施、体制整備 ・関係機関等との緊密な連携 ・いじめに関する啓発	
学校	・子どもへの教育 ・いじめの予防、早期発見 ・保護者・関係機関との連携 ・学校全体での組織対応 ・市・教育委員会への報告 ・相談体制の整備	
保護者	・子どもの心情の理解 ・いじめが許されない行為であることの教育 ・いじめを発見した場合は、市・学校・関係機関等に相談・通報する ・学校の取組への協力	
子ども	・いじめのない明るい学校生活に努める ・いじめを受けた場合や、発見した場合、友だちから相談を受けた場合は、 家族・学校・友だち・関係機関等に相談することができる	
・子どもに対する見守りや声かけ ・いじめを発見した場合は、市・学校・関係機関等に情報提供する		

第2節 / 大津市のいじめ事案への対応の体制

大津市では、第三者調査委員会の報告書においても指摘された、二重三重の救済システムの構築と組織的な情報共有を確実なものとするため、学校、教育委員会、市が連携して、いじめ対策に取り組んでいます。

学 校

- ・子ども支援コーディネーターが中心となり、学校全体でのいじめ対策を推進します。
- ・学校でいじめの疑いを把握した場合は、教員個人で抱えることなく、速やかにいじめ 対策委員会を開催して、組織的に対応します。
- ・把握したいじめ (疑いを含む) 事案については、全件、教育委員会 (児童生徒支援課) に報告します。

教育委員会

- ・いじめ対策を所管する児童生徒支援課に、指導主事や専門家を配置しています。
- ・学校からの報告内容を確認し、積極的に学校に対して指導・支援を行います。
- ・深刻と考えられる事案については、早い段階で指導主事や専門家を学校に派遣して対 応を支援します。
- ・学校からのいじめ(疑いを含む)事案に関する報告は、全件、大津市のいじめ対策推 進室と共有します。

大 津 市

- ・教育委員会ではない市長部局に、いじめ対策推進室を設置しています。
- ・学校、教育委員会とは別の立場で、いじめに関する相談に対応しています。また、市 立小・中学校に通っていない子どもも含め、対応しています。
- ・教育委員会から情報共有されたいじめ(疑いを含む)事案の報告を確認し、必要に応 じ、対応状況等の確認や助言を行います。
- ・条例に基づき設置されている「大津の子どもをいじめから守る委員会」で、外部の有 識者や専門家から助言・支援を得ながら対応を行います。

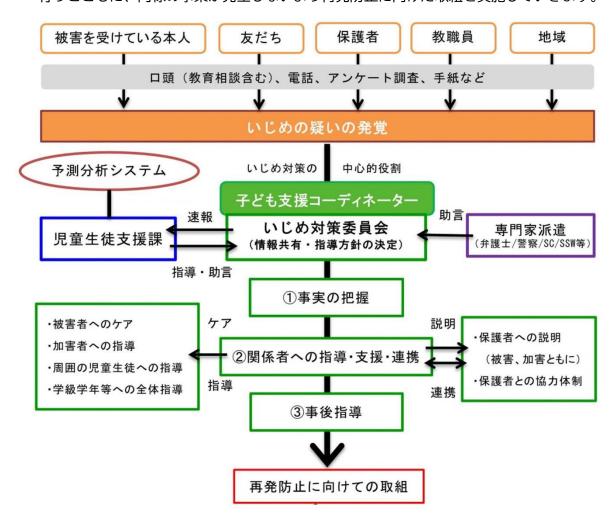


(1) 学校におけるいじめ事案への対応の流れ

学校では、全ての教職員がいじめの疑いを漏れなく把握できるよう、アンテナを高く掲げきめ細やかな見守りを行うとともに、相談しやすい環境づくりや定期的なアンケート調査等に取り組んでいます。

さらに、「いじめかもしれない」という、いじめの疑いを把握した場合は、教員個人で判断するのではなく、直ちにいじめ対策委員会を開催し、組織的に情報共有・指導方針の決定を行い、組織的な対応を開始します。いじめに該当するか否かについても、いじめ対策委員会で組織的に判断します。

その後、聴き取りなどを通じた事実の把握、関係者への指導・支援・連携、事後指導を 行うとともに、同様の事案が発生しないよう再発防止に向けた取組を実施していきます。



○いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任・主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任等で構成される委員会で、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として位置づけています。

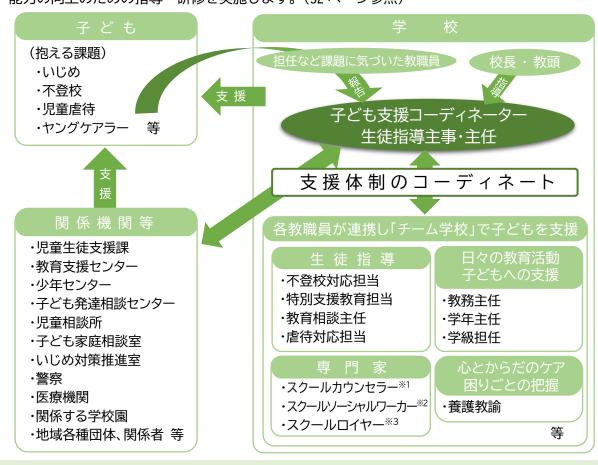
定期的な開催に加え、いじめの疑い事案を把握した場合は、校長または教頭、子ども支援コーディネーター、関係する教職員で直ちに臨時のいじめ対策委員会を開催し、組織的対応を開始します。

(2)子ども支援コーディネーターの役割

大津市では、いじめをはじめとした子どもたちが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的対応や、関係機関等と連携した重層的な支援を推進する教員として、全市立小・中学校に子ども支援コーディネーターを配置しています。

子ども支援コーディネーターは、子どもが抱える様々な課題に対し、生徒指導主事・主任 とともに、必要な教職員や関係機関等に働きかけ、子どもへの支援体制をコーディネートす ることで、効果的な子ども支援を推進する役割を担います。

教育委員会は、子ども支援に重要な役割を担う子ども支援コーディネーターに対し、対応 能力の向上のための指導・研修を実施します。(32 ページ参照)



○子ども支援コーディネーターの具体的な役割

- (1) 生徒指導上の対策に関するマネジメント
 - いじめ防止対策の推進、様々な課題の解決に向けた組織対応の推進
- (2) 校内組織の連携を促進、各校務分掌との連携 生徒指導に関する校務分掌部会への参加、情報の収集、連携の推進
- (3) 課題を抱えた子どもの支援

専門家の助言に基づく課題の評価・分析、支援策の調整、各担当と連携して支援を実施

(4)関係機関等との連携

担当する教職員と、関係機関、学校園、地域各種団体、関係者等との連携促進

(5) 生徒指導上の課題解決のための校内研修 研修担当と連携し、いじめ、不登校、児童虐待等に関する校内研修を開催

- ※1 心理の専門家。児童生徒等へのカウンセリングや、児童生徒への対応について教職員等に対し助言等を行う。
- ※2 福祉の専門家。困難を抱える児童生徒等を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整等を行う。
- ※3 法律の専門家、弁護士。事案対応にあたり教育委員会や教職員等に対し、法的側面から助言・支援等を行う。

第4節 / 重大事態への対応の体制

法第28条第1項で定める「重大事態」が発生した場合は、その事態への対処・再発防止 に資するため、「調査」を行うことが義務づけられています。

【重大事態の定義(法第28条第1項各号)】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等を行う必要があります。)

市立小・中学校で重大事態が発生した場合は、教育委員会の附属機関である「大津市立 小中学校いじめ等事案対策検討委員会」が法第28条に基づく調査を実施し、その結果につ いて市長が必要と認めた場合は、市長の附属機関である「大津市いじめに関する重大事態 再調査委員会」が法第30条に基づく再調査を実施するという体制を取っています。

さらに、法に基づく対応とは別に、条例第14条に基づき、市長の附属機関である「大津の子どもをいじめから守る委員会」が(市立小・中学校に通っていない子どもも含め)相談等を受けたいじめ事案について調査を行うことがあります。

(各委員会の取組内容の概要についてはP87~を参照)

重大事態への対応の体制※

法に基づく対応

条例に基づく対応

法第28条調查

事態への対処、再発防止の ため、事実関係を明確にする 調査



法第30条再調查

(市長が必要と認める場合) 事態への対処、再発防止の ため、法第28条調査の調査結 果を再調査

【調査主体】

大津市立小中学校 いじめ等事案対策検討 委員会 (教育委員会の附属機関)

【調査主体】

大津市いじめに関する 重大事態再調査 委員会 (市長の附属機関)

条例第14条調查

事実確認及び解決を図 るための調査 重大事態でない事案の 調査や市立学校以外の 子どもに関する調査も

【調査主体】

大津の子どもを いじめから守る 委員会 (市長の附属機関)

※第3章第3節(49ページ)により詳細な図を掲載しています。

第3章

いじめ対策の取組

第1節 施策体系

第2節 具体的な施策

第3節 重大事態への対応

第1節/施策体系

この行動計画では、第2期行動計画と同様に、法第11条に基づき国が策定する「(国) いじめ防止基本方針」、法第13条に基づき学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」との系統性に配慮し、取組主体別、また、未然防止・早期発見・対処という基本施策ごとに取組を整理しています。

家庭・地域、附属機関・関係機関等との連携により実施する施策や、全体を包括する施 策については、行政と学校が取り組む施策と横断的な関係にあることから、「市・教育委員 会が実施する施策」、「学校が実施する施策」とは別に具体的取組を整理しました。

また、各具体的取組をいじめ対策との関連性等に応じ「重点取組」、「通常取組」、「関連取組」に整理します。それぞれの取組の概要は以下のとおりです。

重点取組:いじめ対策を主たる目的とする取組で、特に重点的に実施する取組

取組指標を設定し※、指標の推移を確認する。

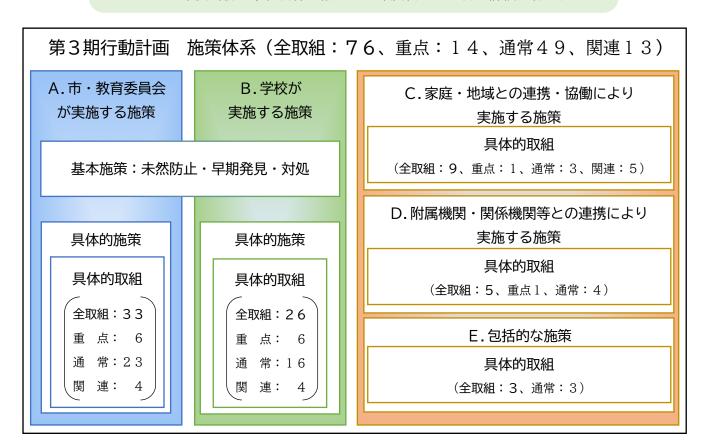
年度当初に取組目標を設定し、年度終了時に自己評価を行う。

通常取組:いじめ対策を主たる目的とする取組

年度当初に取組目標を設定し、年度終了時に自己評価を行う。

関連取組:いじめ対策に関連する取組

年度当初に取組目標を設定し、年度終了時に自己評価を行う。



※既に全校で実施されている取組等一部の取組については、目標値を設定せず計画期間中その取組を継続することを目標としています。

第2節 / 具体的な施策

A. 市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止 32ページ

2 いじめの早期発見 34ページ

3 いじめへの対処 36ページ

B. 学校が実施する施策

1 いじめの未然防止 38ページ

2 いじめの早期発見 40ページ

3 いじめへの対処 42ページ

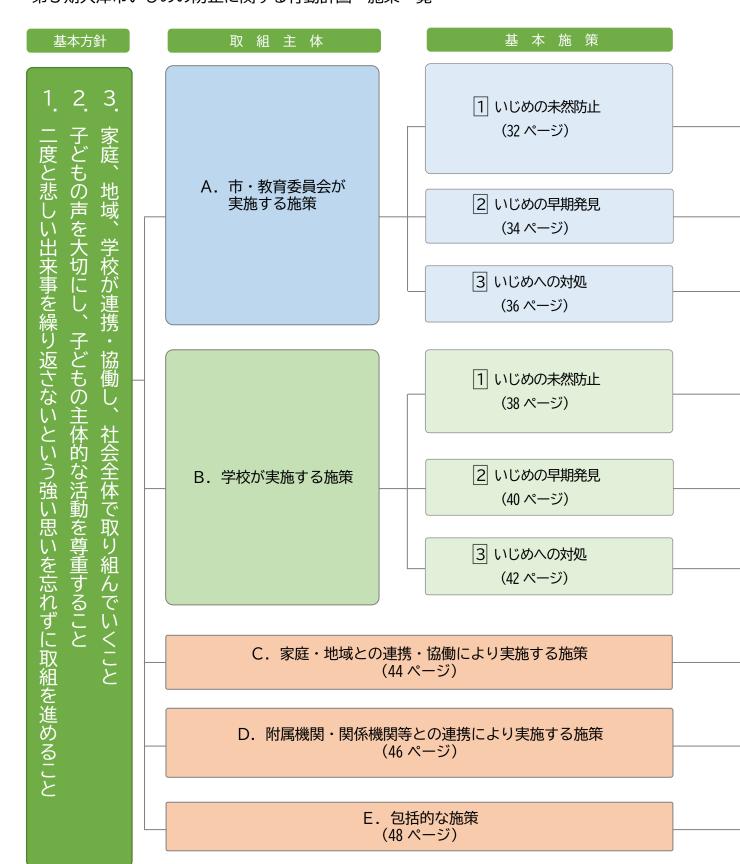
C. 家庭・地域との連携・協働により実施する施策 44ページ

D. 附属機関・関係機関等との連携により実施する 施策 46ページ

E. 包括的な施策

48ページ

第3期大津市いじめの防止に関する行動計画 施策一覧



具体的施策

- (1) 子どもに対する教育・啓発
- (2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備
- (3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実
- (4) 保護者及び市民に対する啓発・支援
- (1) 市・教育委員会等における相談支援の充実
- (2) 学校が早期発見した事案への対応に関する支援
- (1) いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備
- (1)子どもの主体的な参画
- (2) 子どもに対する教育・啓発
- (3) 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発
- (1) いじめに関する情報収集
- (2) いじめに関する情報共有
- (1) いじめ事案への組織的かつ適切な対応
- (1) 家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進
- (2) 地域との連携・協働による多くの大人による子どもの見守り
- (1) 附属機関等と連携したいじめ事案等への対応
- (2) 関係機関等との連携による重層的な支援
- (1) 効果的ないじめ対策を実施できる環境の整備

具体的施策の記載内容

位置づけ

施策体系上の位置 づけです。

施策の目標

この施策に取り組 むことで実現を目 指す目標です。

具体的施策の概要

この施策において 実施する具体的施 策の概要です。

A. 市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止

施策の目標

学校におけるいじめの認知件数は年々増加しています。根本的ないじめ問題の克服には、いじめの未然防止に取り組む必要があります。子ども、保護者、市民に対する啓発や、いじめ対策に取り組む教員等の体制整備を通じ、いじめが起きにくい環境整備に取り組みます。

具体的施策の概要

(1) 子どもに対する教育・啓発

子どもがいじめ等で悩んだときに気軽に相談できる環境を整えるため、子どもに対し、相 談窓口や相談することの大切さについての広報啓発を行います。

また、専門家等を学校に派遣し、いじめが絶対に許されないことの理解や、自他ともに認め合う多様性理解、インターネット上のいじめ防止に関する授業などを行います。

(2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備

学校、教育委員会等に教員及び専門スタッフ等を配置し、いじめ事案に迅速かつ適切に対処できる体制を整備します。特に、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校やヤングケアラー、虐待等、様々な子どもの課題について、組織的な情報共有・対応を推進し、関係機関と連携した重層的支援につなげるなど、組織的な子ども支援を推進する存在として、全市立小・中学校に配置します。

(3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実

全ての関係者がいじめ事案に適切に対応できるよう、教員や専門スタッフへの研修や情報提供を充実します。特に、学校現場において子ども支援の中心的役割となる、子ども支援コーディネーターに対しては、対応能力を向上するための研修を行うとともに、初めて担当となった教員等に重点的な指導・支援を行います。

(4) 保護者及び市民に対する啓発・支援

家庭・地域とともに社会全体でいじめの防止に取り組んでいくため、いじめ防止市民フォーラムの開催や、広報誌、リーフレット等を通じ、保護者及び市民がいじめ問題や大津市の取組について理解を深めていただけるよう必要な啓発・支援に努めます。

重点取組と取組指標	基準値	目標値	目標値
	(R3)	(R7)	(R10)
子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進	(小)69.7%	(小)78%	(小)84% (中)90%
・おおつっこ相談チームの認知率(小学校・中学校)	(中)82.6%	(中)87%	
子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進 ・子ども支援コーディネーター配置人数	70 人	70 人	70人
子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修 ・初めて担当となった教員に対する個別指導の実施割合	_	100%	100%

具体的取組

(1) 子どもに対する教育・啓発

(資料編 60ページ)

- 🗆 重 点 子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】
- □ 周囲の子どもがいじめの解決に向けた行動をとれるような啓発 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】
- □ 専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施 【児童生徒支援課】
- □ インターネット上のいじめの防止にかかる啓発の実施 【児童生徒支援課,学校ICT支援室】
- □ 子どもを主体とした児童会・生徒会サミット等の実施 【児童生徒支援課】
- □ 幼児期における人権尊重の視点に立った教育・保育の実施 【幼保支援課】
- □ 関連 青少年健全育成の推進 【子ども・若者政策課】

(2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備

(資料編 62 ページ)

- □ 重点 子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進 【児童生徒支援課】
- □ 子どもからの相談にも対応する養護教諭「こころとからだの先生」の配置 【学校教育課】
- □ 教科担任制及び学年担任制の推進 【学校教育課】
- □ スクールカウンセラーの全市立小・中学校への派遣 【教育支援センター】
- □ 教育委員会へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置 【児童生徒支援課】
- □ 教育委員会へのスクールロイヤーの配置 【教育総務課】
- □ 学校生活支援員の配置 【学校教育課】

(3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実

(資料編 64ページ)

- □ いじめの未然防止と適切な対応についての研修の実施【教育センター】
- □ 教員を対象とした人権に関する研修の充実 【学校教育課】
- □ 教員向けのいじめ対策等に関する情報提供・事例等の共有 【児童生徒支援課】
- □ 重点 子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修 【児童生徒支援課】
- □ いじめ対策推進室の相談調査専門員を対象としたいじめ問題に関する研修の充実 【いじめ対策推進室】
- □ いじめ対策に関する研究の推進 【児童生徒支援課】

(4) 保護者及び市民に対する啓発・支援

(資料編 66ページ)

- □ いじめ防止市民フォーラム等の実施 【いじめ対策推進室】
- □ いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発 【いじめ対策推進室】
- □ 関連 子どもの発達やこころに関する理解の推進 【子ども発達相談センター】
- □ 関連 市民を対象とした人権学習及び人権に関する広報啓発活動の充実

【人権・男女共同参画課,生涯学習課】

重点取組と取組指標

この施策の重点取組です。

重点取組は、その活動状況を把握するため、取組指標を設定し*、毎年度確認します。

取組指標は、中間年 度の令和7年度と最 終年度の令和10年 度の目標値を設定し ています。

具体的取組

この施策において実 施する具体的取組で す。

資料編の記載のページに、各具体的取組の計画策定時点での取組内容を記載しています。

[※]既に全校で実施されている取組等一部の取組については、目標値を設定せず計画期間中その取組を継続する ことを目標としています。

A. 市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止

施策の目標

学校におけるいじめの認知件数は年々増加しています。根本的ないじめ問題の克服には、いじめの未然防止に取り組む必要があります。子ども、保護者、市民に対する啓発や、いじめ対策に取り組む教員等の体制整備を通じ、いじめが起きにくい環境整備に取り組みます。

具体的施策の概要

(1) 子どもに対する教育・啓発

子どもがいじめ等で悩んだときに気軽に相談できる環境を整えるため、子どもに対し、相 談窓口や相談することの大切さについての広報啓発を行います。

また、専門家等を学校に派遣し、いじめが絶対に許されないことの理解や、自他ともに認め合う多様性理解、インターネット上のいじめ防止に関する授業などを行います。

(2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備

学校、教育委員会等に教員及び専門スタッフ等を配置し、いじめ事案に迅速かつ適切に対処できる体制を整備します。特に、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校やヤングケアラー、虐待等、様々な子どもの課題について、組織的な情報共有・対応を推進し、関係機関と連携した重層的支援につなげるなど、組織的な子ども支援を推進する存在として、全市立小・中学校に配置します。

(3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実

全ての関係者がいじめ事案に適切に対応できるよう、教員や専門スタッフへの研修や情報提供を充実します。特に、学校現場において子ども支援の中心的役割となる、子ども支援コーディネーターに対しては、対応能力を向上するための研修を行うとともに、初めて担当となった教員等に重点的な指導・支援を行います。

(4) 保護者及び市民に対する啓発・支援

家庭・地域とともに社会全体でいじめの防止に取り組んでいくため、いじめ防止市民フォーラムの開催や、広報誌、リーフレット等を通じ、保護者及び市民がいじめ問題や大津市の取組について理解を深めていただけるよう必要な啓発・支援に努めます。

重点取組と取組指標	基準値	目標値	目標値
	(R 3)	(R7)	(R10)
子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進	(小)69.7%	(小)78%	(小)84%
・おおつっこ相談チームの認知率(小学校・中学校)	(中)82.6%	(中)87%	(中)90%
子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進 ・子ども支援コーディネーター配置人数	70 人	70 人	70 人
子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修 ・初めて担当となった教員に対する個別指導の実施割合	_	100%	100%

・初めて担当となった教員に対する個別指導の実施割合
具体的取組
(1) 子どもに対する教育・啓発 (資料編 60 ページ)
□ 重 点 子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】
□ 周囲の子どもがいじめの解決に向けた行動をとれるような啓発 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】
□ 専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施 【児童生徒支援課】
□ インターネット上のいじめの防止にかかる啓発の実施 【児童生徒支援課,学校 I C T支援室】
□ 子どもを主体とした児童会・生徒会サミット等の実施 【児童生徒支援課】
□ 幼児期における人権尊重の視点に立った教育・保育の実施 【幼保支援課】
□ 関連 青少年健全育成の推進 【子ども・若者政策課】
(2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備 (資料編 62 ページ)
□ 重 点 子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進 【児童生徒支援課】
□ 子どもからの相談にも対応する養護教諭「こころとからだの先生」の配置 【学校教育課】
□ 教科担任制及び学年担任制の推進 【学校教育課】
□ スクールカウンセラーの全市立小・中学校への派遣 【教育支援センター】
□ 教育委員会へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置 【児童生徒支援課】
□ 教育委員会へのスクールロイヤーの配置 【教育総務課】
□ 学校生活支援員の配置 【学校教育課】
(3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実 (資料編 64 ページ)
□ いじめの未然防止と適切な対応についての研修の実施【教育センター】
□ 教員を対象とした人権に関する研修の充実 【学校教育課】
□ 教員向けのいじめ対策等に関する情報提供・事例等の共有 【児童生徒支援課】
□ 重 点 子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修 【児童生徒支援課】
□ いじめ対策推進室の相談調査専門員を対象としたいじめ問題に関する研修の充実 【いじめ対策推進室】
□ いじめ対策に関する研究の推進 【児童生徒支援課】
(4) 保護者及び市民に対する啓発・支援 (資料編 66ページ)
□ いじめ防止市民フォーラム等の実施 【いじめ対策推進室】
□ いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発 【いじめ対策推進室】
□ 関連 子どもの発達やこころに関する理解の推進 【子ども発達相談センター】
□ 関連 市民を対象とした人権学習及び人権に関する広報啓発活動の充実

【人権・男女共同参画課,生涯学習課】

A. 市・教育委員会が実施する施策

2 いじめの早期発見

施策の目標

いじめを早期に発見することは、いじめに悩む子どもに対する支援を迅速に開始する前提となります。市・教育委員会では、子どもがいじめに関する悩みを抱え込まずSOSを出せるよう、相談しやすい環境づくりに努めます。

さらに、学校現場が早期発見したいじめの疑いに関する情報は、いじめかどうか確認できていない事案も含め、全件、教育委員会に報告がなされます。市・教育委員会は、その報告をもとに学校が適切に対応できるよう必要な支援を行います。

具体的施策の概要

(1) 市・教育委員会等における相談支援の充実

子どもがいじめ等の悩みについて気軽に相談できる環境づくりのため、電話、手紙、面談 等様々な方法で相談できる多様な相談窓口を設置します。

さらに、第三者調査委員会において提言のあった「二重三重の救済システム」の整備のため、いじめに関する相談窓口を学校や教育委員会とは別の市長部局(いじめ対策推進室)に設置することで、いじめの被害者が学校や教育委員会等に相談しにくいケースも含め、相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 学校が早期発見した事案への対応に関する支援

市立小・中学校は、学校現場で把握したいじめの疑いに関する情報について、全件、翌課 業日中に、教育委員会に報告します。

教育委員会では、その報告を全て確認し、必要に応じ、電話または学校を訪問し、対応への指導・助言を行います。また、報告内容をもとに、AIによる予測システムにより各事案の深刻化予測を算出し、学校にフィードバックすることで、学校における対応を補完し、適切な対応を促します。

さらに、市長部局であるいじめ対策推進室は、教育委員会からそれらの報告について情報 提供を受け、学校・教育委員会とは別の立場で確認を行い、必要に応じ、学校・教育委員会 に対応状況の確認や対応方針に関する意見交換を行います。

重点取組と取組指標	基準値 (R 3)	目標値 (R7)	目標値 (R10)
いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置 ・おおつっこ相談チームにおける相談対応件数	1,014件	1,050件	1,050件
いじめの疑い段階の教育委員会への速報をもとにした指導・助言・学校からのいじめの疑いに関する報告の全件確認 (令和4年度現在、いじめの疑いに関する報告は教育委員会 指導主事が全件確認し、必要に応じ学校に対する指導・助言 を行っています。)	計画期間中、いじめの疑いに関する報告の全件確認及び学校に対する指導・助言を継続		

具体的取組

(1) 市・教育委員会等における相談支援の充実

(資料編 68 ページ)

□ 重点 いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置

【いじめ対策推進室, 児童生徒支援課, 教育支援センター, 少年センター】

- □ 関連 児童クラブ、児童館におけるいじめの早期発見 【いじめ対策推進室,子ども・若者政策課,児童クラブ課】
- (2) 学校が早期発見した事案への対応に関する支援 (資料編 69 ページ)

- □ 重 点 いじめの疑い段階の教育委員会への速報をもとにした指導・助言 【児童生徒支援課】
- □ いじめの疑い事案にかかる教育委員会と市の情報共有 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】

A. 市・教育委員会が実施する施策

3 いじめへの対処

施策の目標

学校がいじめ事案に対し適切に対応できるよう、教育委員会の指導主事や専門家等が、学校を支援できる体制を整備します。

具体的施策の概要

(1) いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備

学校がいじめ事案に適切に対応できるよう、教育委員会の指導主事や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等を学校に派遣して、学校を支援する体制を整備します。

さらに、SNS等インターネット上のいじめ等に対して効果的に対処できるよう、事例を紹介して具体的な対応方針を記載したインターネット上のいじめに関する対応マニュアルを更新し、実際の対応に活用します。

また、重大ないじめ事案に関する調査結果については、調査中の進捗状況も含め被害を受けた子どもと保護者に情報提供を行うとともに、被害を受けた子どもと保護者の同意が得られた場合は、再発防止に資するよう調査報告書を市ホームページに6か月間公表します。

重点取組と取組指標	基準値	目標値	目標値
	(R 3)	(R7)	(R10)
いじめ事案対応にかかる外部専門家の派遣 ・外部専門家の派遣時間	132 時間	140 時間	150 時間

具体的取組

- (1) いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備 (資料編 70 ページ)

 □ いじめ事案対応にかかる指導主事や専門家等による指導・支援【児童生徒支援課, 少年センター】
 - □ 重点 いじめ事案対応にかかる外部専門家の派遣 【児童生徒支援課】
 - □ インターネット上のいじめに関する対応マニュアルの更新・活用 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】
 - □ 重大ないじめ事案に関する調査結果の適切な情報提供・公表 【児童生徒支援課】
 - □ いじめ対策推進室の相談調査専門員による子ども・保護者等への支援 【いじめ対策推進室】

B. 学校が実施する施策

1 いじめの未然防止

施策の目標

いじめの未然防止のため、全ての子どもがいじめをせず、心の通う対人関係を構築できるよう、子ども主体の取組の推進や、子どもに対する教育・啓発など、いじめを生まない土壌を作るための取組を行います。

さらに、いじめ事案に対応する教員を組織的に支援する体制整備や、家庭・地域と連携したいじめ対策を推進するため、「学校いじめ防止基本方針」の内容や、「子ども支援コーディネーター」などの相談先の積極的な広報に努めます。

具体的施策の概要

(1) 子どもの主体的な参画

いじめ防止啓発月間(6月・10月)を中心に、挨拶運動や、児童生徒によるいじめ防止の授業の実施など、児童会・生徒会等による子ども主体の取組を推進します。

さらに、全ての子どもがいじめ問題を自らの問題として向き合えるよう学校、学級、個人等 で、いじめ防止に向けた目標やスローガンを設定します。

(2) 子どもに対する教育・啓発

日々の教育や専門家によるいじめ問題や人権に関する授業等を通じ、子どもたちに「いじめ は決して許されない」ことを理解させ、いじめの加害行為をしない態度・能力の育成に努めま す。

さらに、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることもあること を踏まえ、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にした分かりやすい授業づ くりや、子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを推進します。

(3) | 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

全学校は、どのようにいじめ防止等に取り組むのかを定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定します。「学校いじめ防止基本方針」には、行動計画の学校が実施する施策の各具体的取組について、その年度に具体的どのように実施するかを含めて記載します。全教員が「学校いじめ防止基本方針」やいじめ事案が発生した際の対応等を共通理解できるよう、全ての学校で、全教員を対象とした校内研修を実施します。さらに、「学校いじめ防止基本方針」は、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう学校のホームページ等を通じて広く周知します。

また、学校は、個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から、子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応ができる体制を整備するとともに、実際にいじめ事案への対応を行う教員に対して、校長・教頭や子ども支援コーディネーター等が適切に指導・助言を行います。

重点取組と取組指標	基準値 (R 3)	目標値 (R7)	目標値 (R10)
いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進 ・全ての市立学校における子ども主体の取組の実施 (令和4年度現在、全ての市立学校において、いじめ防止啓発 月間を中心に、子ども主体の取組を実施しています。)	計画期間中、全ての市立学校におけるいじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の実施を継続		
インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施 ・インターネット上のいじめ防止を含む情報モラルに関する授 業を実施した学校の割合	_	100%	100%
保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ ・学校への相談の呼びかけを実施した学校の割合	_	100%	100%

具体的取組

(3) |教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発 (資料編 76ページ)

- □ 学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知 【学校(児童生徒支援課)】
- □ 重点 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ 【学校(児童生徒支援課)】
- □ いじめ対策に関する校内研修の実施【学校(児童生徒支援課)】
- □ いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実 【学校(児童生徒支援課)】

B. 学校が実施する施策

2 いじめの早期発見

施策の目標

市立小・中学校では、定期的なアンケートや教育相談、家庭との連携・情報交換など、多様な手段を通じて子どもたちの状況を把握するとともに、いじめの疑いを把握した場合は、直ちに組織対応につなげられるよう、情報共有を徹底します。

具体的施策の概要

(1) いじめに関する情報収集

学期に1回以上は、いじめ等に関するアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努めます。アンケート調査結果で気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じ、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげます。

また、日頃から子どもたちのいじめをはじめとした様々な悩みの把握に努めるとともに、学期に1回程度は教育相談期間を設け、個別面談等を通じ、子どもの状況や悩みの把握に努めます。

さらに、校長・教頭、生徒指導主任・主事、子ども支援コーディネーターを中心に、休み時間や登下校時の校門等で子どもの見守りを行うことや、日頃からの家庭との積極的な連携・情報交換を通じ、多くの大人の目で子どもを見守り、いじめの早期発見に努めます。

(2) いじめに関する情報共有

子ども支援コーディネーターは、各学校において把握したいじめの疑い事案(いじめかどうか確認できていない事案を含む)に関する情報を集約し、学校全体での組織的な情報共有・対応を推進します。さらに、不登校、虐待、ヤングケアラーなど、子どもが抱える様々な課題に対しても、子ども支援コーディネーターが中心となり、学校における組織的な対応や、関係機関等と連携した重層的な支援につなげます。

また、小学校、中学校等に進学した後も継続して必要な支援を行えるよう、保育園、幼稚園、小学校、中学校が連携し、子どもに関する情報共有を行います。

学校で把握したいじめの疑い事案については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告します。この仕組みにより、教育委員会を含めた組織的な対応を可能とするとともに、学校における迅速な組織対応を担保します。しかしながら、学校から教育委員会への報告件数が年々増加しており、学校現場の事務負担も増大していることから、教育委員会では、報告方法の効率化の検討を継続的に行います。

重点取組と取組指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 7)	目標値 (R10)
いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	計画期間中	、全ての市立	学校におけ
・全ての市立学校における年3回以上のアンケート調査の実施 (令和4年度現在、全ての市立学校で、年3回以上、いじめ等の	る年3回以上のアンケート調査の		ート調査の
早期発見のためのアンケートを実施しています。)	実施を継続		
子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた 様々な課題に関する情報の集約・情報共有 ・教育委員会へのいじめの疑い事案にかかる報告件数 (小・中学校合計)	8, 498 件	8,600件	8,600件

具体的取組

(1) いじめに関する情報収集

(資料編 78ページ)

- □ 重 点 いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施 【学校(児童生徒支援課)】
- □ いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施 【学校(児童生徒支援課)】
- □ 関連 教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施 【学校(児童生徒支援課)】
- □ 関連 日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施 【学校(児童生徒支援課)】

(2) いじめに関する情報共有

(資料編 80ページ)

- □ 重 点 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集 約・情報共有 【学校(児童生徒支援課)】
- □ いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報 【学校(児童生徒支援課)】
- □ 関連 保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進 【学校(児童生徒支援課)】

B. 学校が実施する施策

3 いじめへの対処

施策の目標

いじめの疑いを把握した場合、学校は直ちに組織対応を開始し、適切かつ早期の事案解決を 図ります。さらに、被害の子どもの尊厳の回復と、加害の子どもの内省と他者理解につながる 指導を行うことで、いじめに再発防止に努めます。

具体的施策の概要

(1) いじめ事案への組織的かつ適切な対応

学校の教職員がいじめの疑い(いじめかどうか確認できていない事案を含む)を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告するとともに、臨時の「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定します。

学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図ります。

また、いじめ事案の解決に向けた対応にあたっては、被害の子どもの安全を確保した上で、 被害の子どもの不安が取り除かれ、尊厳が回復するまで寄り添い、支援を行うとともに、加害 の子どもに対して適切に指導を行い、自らの行為に対して、考え、反省する機会を持たせま す。

さらに、いじめ事案が発生した際は、たとえ大人の目からは些細に見える事案であっても、 速やかに保護者に連絡し、家庭と連携した対応を行います。

重点取組と取組指標	基準値	目標値	目標値
	(R 3)	(R7)	(R10)
「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応 ・いじめ対策委員会の開催回数(1校あたり平均)	303 回	360 回	360 回

具体的取組

(1)	いじめ事案への組織的かつ適切な対応	(資料編 81 ページ)	
	重 点 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	【学校(児童生徒支援課)】	
	いじめ事案の解決に向けた対応(被害の子どもへの支援・加害の	か子どもへの指導等)	
	[5	学校(児童生徒支援課)】	
	インターネット上のいじめへの対応 【学校(児童生徒支援課)】]	
	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適	適切な調査の実施	
	【学校(児童生徒支援課)】		
	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存 【学校(児童生徒	走支援課)】	

□ いじめ事案が生じたときの保護者との連携 【学校(児童生徒支援課)】

C.家庭・地域との連携・協働により実施する施策

施策の目標

社会全体で子どもを見守るため、市・教育委員会、学校だけでなく、家庭・地域と連携・協働して、地域社会全体で、いじめ対策の取組を推進します。

具体的施策の概要

(1) 家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進

家庭と連携したいじめ対策を推進するため、保護者にいじめ問題や大津市のいじめ対策への 理解を深めていただき、また、子どもが安心して相談しやすい家庭づくりの参考としていただ けるよう、学校だより等を活用した積極的な情報提供に努めます。

(2) 地域との連携・協働による多くの大人による子どもの見守り

休み時間や掃除の時間など教職員の目の届きにくい時間を中心に、保護者、地域の方に、校内で見守りを行っていただく学校見守り活動を推進していきます。学校見守り活動の実施にあたっては、できる限り参加者や、学校現場の負担とならない仕組みとします。

さらに、地域全体で学校運営について検討するコミュニティ・スクールの推進等に努めます。

重点取組と取組指標	基準値	目標値	目標値
	(R 3)	(R7)	(R10)
学校見守り活動の推進 ・地域と連携した学校見守り活動の実施校数	12 校	16 校	20 校

具体的取組

- (1) 家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進 (資料編 83ページ)
 □ いじめ対策に関する家庭への積極的な情報提供 【児童生徒支援課】
 □ インターネット等の利用に関するルールづくりの推進 【児童生徒支援課】
 □ いじめ対策にかかる PTA・保護者会等との協力・連携 【いじめ対策推進室】
 □ 関連 家庭教育の推進 【生涯学習課】
- (2) 地域との連携・協働による多くの大人による子どもの見守り (資料編 85 ページ)
 - □ 重 点 学校見守り活動の推進 【児童生徒支援課】
 - □ 関連 スクールガードによる登下校時の見守りの強化 【児童生徒支援課】
 - □ 関連 少年補導(委)員による地域における子どもの見守りの強化 【少年センター】
 - □ 関連 人権擁護委員及び人権擁護推進員による相談対応の充実 【人権・男女共同参画課】
 - □ 関連 地域ぐるみで子どもを守り育てていくコミュニティ・スクールの推進 【学校教育課】

D. 附属機関・関係機関等との連携により実施する施策

施策の目標

附属機関と連携することにより、第三者的な視点から、市に相談等のあった事案の対応に対する助言・指導を得るとともに、重大事態が発生した際は、第三者として公正・中立の立場で調査を行います。

また、いじめのみならず、その背景となる様々な課題に対して子どもを支援していくため、 福祉部局等の関係機関と連携し、重層的な支援を行います。

具体的施策の概要

<mark>(1)</mark> 附属機関等と連携したいじめ事案等への対応

「大津の子どもをいじめから守る委員会」は、第三者調査委員会において提言のあった「二重三重の救済システム」を整備するため、市長の附属機関として設置されている常設の第三者機関です。「大津の子どもをいじめから守る委員会」は定期的に開催され、市に相談等のあったいじめ事案について審議を行い、いじめ対策推進室で相談対応を行っている相談調査専門員に対し助言・指導を行います。また、必要に応じ、条例第 14 条に基づき相談等のあったいじめ事案について調査を行い、再発防止策等について提言を行います。

「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」、「大津市いじめに関する重大事態再調査 委員会」は、法に規定される重大事態の調査、再調査の調査主体となります。

「小中学校サポート会議」は、いじめ事案をはじめ、生徒指導上の問題や学校事故の問題等、様々な問題に対して、複数の専門家から複合的な指導・助言を得る必要がある場合に開催します。

(2) 関係機関等との連携による重層的な支援

いじめの背景ともなり得る、虐待、貧困、障害、疾病等、子どもや家族が抱える課題を把握した場合は、福祉部局等の関係機関と連携し、重層的な支援につなげます。

さらに、教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、子ども支援のための ケース会議への参加等を通じ、学校現場と福祉部局等の関係機関がスムーズに連携できるよう 支援を行います。

また、保幼小中での切れ目のない連携が行えるよう、保育園や幼稚園、やまびこ総合支援センター、子ども発達相談センター等の関係機関と連携を図り、必要な情報を共有することで、 就学前から子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境が整えられるよう支援を行います。

重点取組と取組指標	基準値 (R 2*)	目標値 (R7)	目標値 (R10)
大津の子どもをいじめから守る委員会による対応			
・大津の子どもをいじめから守る委員会開催・活動回数	13 回	15 回	15 回
(委員会開催回数、学校訪問等の委員活動の回数の合計)			

[※]大津市立保育園事案に係る調査の関係で、令和3年度の開催回数が例年に比べ突出して多かった ため、令和2年度の実績を基準値としました。

具体的取組

- (1) 附属機関等と連携したいじめ事案等への対応 (資料編 87 ページ)
 - □ 重点 大津の子どもをいじめから守る委員会による対応 【いじめ対策推進室】
 - □ 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会による対応 【児童生徒支援課】
 - □ 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会による対応 【いじめ対策推進室】
 - □ 小中学校サポート会議による対応 【児童生徒支援課】
- (2) 関係機関等との連携による重層的な支援 (資料編 88 ページ)
 - □ いじめの背景となり得る課題に対する関係機関等と連携した対応 【いじめ対策推進室,児童生徒支援課】

E. 包括的な施策

施策の目標

教職員が子どもと向き合う時間を確保するなど、効果的ないじめ対策を実施できる環境を 整備します。

具体的施策の概要

(1) 効果的ないじめ対策を実施できる環境の整備

子どもの小さな変化を見逃すことのないよう、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、会議や報告文書の削減や、夜間の自動応答メッセージによる電話対応など、教職員の負担 軽減のための取組を行います。

また、いじめは命に関わる問題であることから、いじめ事案を発見した際は、最優先にその 対応を行うことを徹底します。その上で、それを可能とするためにも、いじめ対策に関する取 組について事務負担軽減の余地がないか、継続的に検討を行います。

さらに、いじめの相談等をきっかけに、虐待や生活困窮などの課題がいじめに関係することがわかった場合は、福祉部局等の関係機関と連携した重層的な支援につなげる必要があることから、普段から関係機関等と積極的に情報交換を行うなど、連携の強化に努めます。

具体的取組

<mark>(1)</mark>効果的ないじめ対策を実施できる環境の整備 (資料編 89 ページ)

- □ 教職員の子どもに向き合うための時間の確保 【教育総務課,教職員室】
- □ 教職員の業務におけるいじめ事案の最優先の対応と、いじめ対策に関する取組の事務負担軽減の検討 【児童生徒支援課】
- □ 重層的な子ども支援に向けた関係機関等との連携の強化 【いじめ対策推進室】

第3節/重大事態への対応

1 重大事態への対応の体制(第2章-第4節 再掲)

法第28条第1項で定める「重大事態」が発生した場合は、その事態への対処・再発防止 に資するため、「調査」を行うことが義務づけられています。

【重大事態の定義(法第28条第1項各号)】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

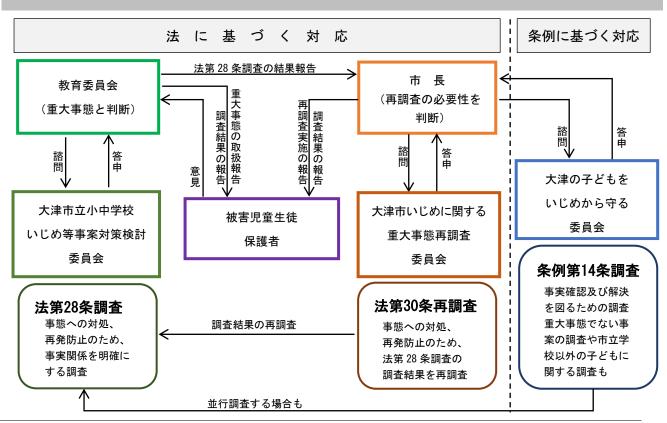
(子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等を行う必要があります。)

市立小・中学校で重大事態が発生した場合は、教育委員会の附属機関である「大津市立 小中学校いじめ等事案対策検討委員会」が法第28条に基づく調査を実施し、その結果につ いて市長が必要と認めた場合は、市長の附属機関である「大津市いじめに関する重大事態 再調査委員会」が法第30条に基づく再調査を実施するという体制を取っています。

さらに、法律に基づく対応とは別に、条例第14条に基づき、市長の附属機関である「大津の子どもをいじめから守る委員会」が(市立小・中学校に通っていない子どもも含め)相談等を受けたいじめ事案について調査を行うことがあります。

(各委員会の取組内容の概要についてはP87~を参照)

重大事態への対応の体制



2 教育委員会における調査(法第28条調査)

学校で発生したいじめ事案が、法第28条第1項に該当する「重大事態」に該当するかどうかの判断は、学校との連携のもと、「学校の設置者」である教育委員会が行います。

「重大事態」に該当すると判断された場合は、重大事態発生について市長に報告するとと もに、事実関係を明確にするための調査を行います。

(1)調査を行うための組織

「重大事態」に該当すると判断された場合は、教育委員会の常設の附属機関である「大津 市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」が調査を実施します。構成員は、弁護士や学識 経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する委員としています。

さらに、必要に応じ、外部の弁護士等の専門家を聴き取り調査等の調査の実務を担当する 調査員として選任することで、迅速かつ第三者的立場での調査を実施します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査にあたっては、次のような点を、可能な限り網羅的に明確にします。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様で あったか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

また、教育委員会及び学校は、調査に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努めます。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。さらに、情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

また、調査報告書は、公開について被害児童生徒保護者の同意が得られた場合、大津市ホームページに6か月間公開します。公表にあたっては、個人名や学校名等を置き換えるほか、関係当事者のプライバシーの保護を図るとともに、公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を比較衡量の上、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の判断において表現上の配慮を施すものとします。

(4)調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から、市長に対し報告します。

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒 またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長への報告を行 います。

3 市長部局における調査(法第30条再調査・条例第14条調査)

法第 28 条に基づく調査結果の報告を受けた市長は、重大事態の対処や同種の事態の再発防止のために必要があると認めた場合は、法第 30 条に基づき、市長の附属機関による再調査を行うことができます。

再調査は、条例により設置された市長の附属機関「大津市いじめに関する重大事態再調査 委員会」が実施する体制となっています。

また、法に基づく調査に限らず、条例第 14 条に基づき「大津の子どもをいじめから守る委員会」による調査を実施することもあります。条例第 14 条に基づく調査は、法第 30 条に基づく再調査とは異なり、教育委員会による調査結果を待つ必要がないため、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の行う調査と並行して調査を行う場合があります。「大津の子どもをいじめから守る委員会」による調査については、条例第 17 条に「子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。」と規定されていますが、特に並行調査となる場合は、調査対象となる子どもへの心理的な負担を考慮し、できる限り重複した調査とならないよう、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」と密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

また、条例に基づく「大津の子どもをいじめから守る委員会」による調査の場合、必ずしも「重大事態」と判断されている必要はなく、教育委員会が法第28条第1項に基づく調査を実施していない場合であっても、「相談等のあったいじめ」について必要な調査等を実施することができます。さらに、市立小・中学校以外に通う子どもに関する事案についても、必要な調査等を実施することができます。

第4章

計画の推進

第1節 計画推進の基本的な考え方

第2節 各学校・各取組実施課による自己評価

第3節 成果指標の設定

第4節 中間見直し・次期計画の策定

第1節/計画推進の基本的な考え方

子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会を構築するという、行動 計画の策定目的を達成するためには、行動計画に位置づける各取組を着実かつ効果的に実 施していく必要があります。

そのため、各学校・各取組実施課による取組状況の自己評価を毎年度実施すること、子どもを対象としたアンケート調査結果に基づく成果指標の確認することを通じ、PDCAサイクル*を回すことにより、計画期間中も柔軟に取組内容の改善を図りながら取組を推進します。

各学校・各取組実施課による自己評価

学校が実施する施策: 各学校が実施

学校以外が実施の施策:各取組実施課が実施



- ●年度当初に取組目標を設定
- ●年度終了時に効果的に取り組めたか自己評価
- ●重点取組は、取組に関連する指標を確認



成果指標の確認

毎年度実施する子ども向けアンケートに より算出



- ●成果指標の推移を確認
- ・いじめを受けなかった子どもの割合
- ・誰かに相談した子どもの割合 等



計画に位置づける各取組の着実かつ効果的な実施

※計画(Plan)、実行(Do)、評価・検証(Check)、改善(Action)のサイクルを繰り返し実施すること通じ、課題を発見し、継続的に業務の改善を図る仕組み。

第2節/各学校・各取組実施課による自己評価

1 各学校による自己評価

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

市立小・中学校は、法第13条に基づき、毎年度「学校いじめ防止基本方針」を策定します。学校いじめ防止基本方針には、行動計画の施策体系のうち「B. 学校が実施する施策」に位置づけられる各具体的取組について、その年度にどのようなことを実施するのかという取組目標を記載します。



【学校いじめ防止基本方針 (例)】

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

学校が実施する施策の具体的取組 (26 取組)

具体的な取組目標を記載

- 2 「いじめ対策委員会」の設置
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関す る重要事項
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画
- 5 その他(資料等)

(2) 各学校による自己評価

各市立小・中学校は、年度終了時に、「学校いじめ防止基本方針」に記載した取組目標について、効果的に取り組めたかどうかを自己評価し、教育委員会に報告します。また、自己評価にあたっては、保護者や地域関係者等を含めた拡大いじめ対策委員会の開催や、学校評価アンケート等を通じ、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行います。

さらに、次年度の学校いじめ防止基本方針の策定を行う際に、自己評価結果を踏まえて 検討を行うことで、PDCAサイクルを回し、より効果的な取組を推進します。

その際、特に効果が高かった取組や課題についても報告を求め、他の学校への情報共有 を行うことで、効果の高い取組を各学校に広げていきます。

2 各取組実施課による自己評価

(1) 各取組実施課による取組目標の設定

行動計画に位置づける取組のうち、「B. 学校が実施する施策」を除く、各具体的取組については、年度当初に、各取組の取組実施課がその年度にどのようなことを実施するのかという取組目標を設定します。

(2)各取組実施課による自己評価

年度終了時に、各取組の取組実施課は、年度当初に設定した取組目標をもとに、効果的 に取り組めたかどうかを自己評価します。

また、自己評価の際に、次年度以降の取組方針についても検討を行うことで、自己評価を踏まえた柔軟な取組内容の見直しを推進します。

(3)各重点取組の取組指標の把握

重点取組に位置づけた取組については、計画に取組指標を設定し*、その指標の推移を 毎年度確認することで、順調に取組が進捗しているかを確認します。

[※]既に全校で実施されている取組等一部の取組については、目標値を設定せず計画期間中その取組を継続する ことを目標としています。

第3節/成果指標の設定

行動計画の成果の把握のため、3つの成果指標を定めます。

これらの指標は、毎年度実施する、子ども向けアンケート調査の結果に基づき算出します。

成果指標は行動計画の成果の把握のための重要な指標ですが、指標の数値だけにとらわれること無く、「子どもをいじめから守る」という一番大事なことに立ち返って、各取組を着実かつ効果的に実施していくことが必要です。

また、子ども向けアンケートは、毎年度実施することから、設問数を厳選する、学習用 タブレット端末上での実施を検討するなど、子どもや学校現場の負担とならないよう検討 を行います。

成果指標	校種	基準値 (R 3)	目標値 (R 7)	目標値 (R10)
1 前の学年のときに、いじめを受けなかっ た子どもの割合	小学校	75.6%	78%	80%
	中学校	79.9%	82%	83%
2 いじめを受けたとき、誰かに相談した	小学校	77.2%	80%	82%
どもの割合	中学校	70.2%	74%	77%
3 いじめを見たとき、いじめの解決に向	カラグ 小学校	85.5%	88%	90%
た行動をとった子どもの割合	中学校	76.1%	80%	84%

- ※基準値は、令和3年度のアンケート調査結果の実績値としています。
- ※令和10年度の目標値については、令和7年度から令和8年度に実施する中間見直しの際に、 各指標の推移等を踏まえ、再度検討します。
- ※今後、設問数の厳選、学習用タブレット端末での実施など、調査方法に変更があった場合で、基準値とそれ以降の成果指標に大きな乖離が生じた場合は、基準値・目標値の見直しを検討します。

第4節/中間見直し・次期計画の策定

1 中間見直しの実施

時代の変化や子どもの変化の状況への対応、毎年度のPDCAに基づき行った取組内容の改善等を反映するため、令和7年度から令和8年度にかけて中間見直しを実施します。中間見直しを行う際は、市及び教育委員会で検討を行うこととします。

【想定される中間見直しの視点】

- ・令和5~7年度の各取組の自己評価状況の確認、重点取組の取組指標の状況確認
- ・成果指標の達成度確認と、必要に応じ目標値、基準値の見直し
- ・上記から課題が発見された場合は、その対応の検討
- ・毎年度のPDCAに基づき既に行った取組内容の改善等を反映
- ・計画策定後の法改正や制度変更、その他取り巻く環境の変化への対応

2 次期計画の策定

次期計画を策定する際は、市及び教育委員会だけでの検討ではなく、有識者・関係者等の意見を得て検討を行うこととします。

また、把握した成果や課題を、次期計画に的確に反映できるよう、令和9年度から第3期行動計画の評価に関する検討を実施します。

【想定される第3期行動計画の評価の視点(令和9年度)】

- ・令和5~8年度の各取組の自己評価状況の確認、重点取組の活動指標の状況確認
- ・成果指標の達成度確認

【想定される第4期行動計画策定の視点(令和10年度)】

- ・第3期行動計画の評価に基づく、取組の再検討
- ・計画策定後の法改正や制度変更、その他取り巻く環境の変化への対応

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期計画 計画期間(6年)						第4期計画
		中間見	見直し	評価	次期計画策定	



- 1 計画策定時点での具体的取組内容
- 2 和解条項において明記された再発防止策
- 3 第3期行動計画の検討経過
- 4 これまでの大津市のいじめ対策
- 5 関係法令等
- 6 いじめに関する相談窓口

計画策定時点での具体的取組内容

計画策定時点(令和4年度)で予定している各具体的取組の取組内容を記載しています。 取組内容については、自己評価等に基づくPDCAにより、柔軟に取組内容の改善を図るこ とを前提としているため、計画期間中に取組内容が変更となる可能性があります。

A. 市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止

(1)子どもに対する教育・啓発

重点事業

担

当

子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進 具体的取組 いじめ対策推進室,児童生徒支援課

相談先を記載したカード等の配布や、市ホームページ内に「いじめ対策ポータルサイト」を開 設し、「おおつっこほっとダイヤル」をはじめとした相談窓口の広報啓発や、子どもがいじめに あったときに、どのようなことができるか等の情報提供に努めます。

特に、「おおつっこほっとダイヤル」で相談に対応する「おおつっこ相談チーム(いじめ対策 推進室の相談調査専門員)」は、子どもたちに気軽に相談できる身近な存在として認知してもら えるよう、学校や児童館等子どものいるところに出向き、直接交流しながら周知に努めます。

また、学校の学習用タブレット端末に相談先を掲載し、動画等を利用した啓発など、より効果 的な広報啓発方法を検討します。

具体的取組 周囲の子どもがいじめの解決に向けた行動をとれるような啓発

いじめ対策推進室,児童生徒支援課

いじめを見ている周囲の子どもたちが、いじめの解決に向けてできることを具体的に例示する など、子ども自身がいじめの解決に向けた自発的な行動が取れるよう啓発に努めます。

啓発にあたっては、リーフレットや冊子等の配布に加え、動画等を活用した子どもが親しみや すい啓発方法を検討します。

専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施 具体的取組

当 児童生徒支援課

様々な立場の方の専門家を学校に派遣し、いじめはどんな理由があっても決して許されないこ とや、自他ともに認め合う多様性理解等について理解を深める授業や講演を実施します。

授業の講師として、弁護士や発達障害を含む多様性理解に関する専門家、その他、学校が自校 の実情に合わせて選定した専門家等を派遣します。

さらに、保護者や教員向けの研修を併せて実施することを推奨し、家庭・学校を含めたいじめ 問題や子ども支援への理解向上を図ります。

具体的取組 インターネット上のいじめの防止にかかる啓発の実施

担 当 児童生徒支援課, 学校ICT支援室

インターネット等によるいじめを防止するため、専門家等を学校に派遣し、インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するための情報モラルに関する講演等を実施します。その際、授業を参観できるように設定することや、保護者向けの講演等も併せて実施することを推奨し、家庭と連携したインターネット上のいじめ防止を推進します。

また、学校において情報モラルに関する授業を実施する際に利用できる教材の作成・周知等を 通じ、情報モラル教育の推進に努めます。

具体的取組 子どもを主体とした児童会・生徒会サミット等の実施

担 当 児童生徒支援課

各市立小・中学校から代表が集まりいじめ問題について考える「児童会・生徒会サミット」を 開催します。

「児童会・生徒会サミット」では、各校のいじめ対策の取組を互いに紹介しあうこと等を通 じ、効果的な取組を学校の枠を超えて広げていきます。

具体的取組 幼児期における人権尊重の視点に立った教育・保育の実施

担 当 幼保支援課

集団的な遊びや活動を通して、相手を尊重する気持ちをもって行動する力を育みます。

また、日常の成長過程、発達過程で起こりうるトラブルの場面を捉え、自他の気持ちや行動の意味を理解し、何が良くて何が悪かったのか考えることができるような教育、保育を実施します。

関連事業

具体的取組 青少年健全育成の推進

担 当 | 子ども・若者政策課

中学生が意見発表等を行う大津市中学生広場を開催します。中学生がそれぞれの思いや考え方を発表し、語り合うことにより、自分の主張を正しく理解してもらう力を身につけ、また、家庭や学校、地域関係者が中学生の思いを受け止めることにより、子どもに対する理解や共感を深めます。

さらに、大津市青少年育成市民会議と連携を図り、朝のあいさつ運動、カラオケ店巡回要望活動、夜間パトロール等の活動を支援し、非行やいじめのない地域社会の推進に取り組みます。

(2) 教員及び専門スタッフ等の体制の整備

重点事業

具体的取組 子ども支援コーディネーターの配置ときめ細やかな支援の推進

担 当 児童生徒支援課

全ての市立小・中学校に、担任を持たず、いじめ対策の中心的役割を担う教員として、子ども 支援コーディネーターを配置します。

子ども支援コーディネーターは、校内の見回りや各教職員への支援・研修などを行うととも に、学校の教職員がいじめの疑いを把握した際は、子ども支援コーディネーターがその情報を集 約し、いじめ対策委員会を開催する、必要に応じ関係機関と連携する等、組織的な対応を推進し ます。

さらに、不登校、ヤングケアラー、虐待等、いじめ以外の課題への対応についても、組織対応 や関係機関等と連携した対応を推進する役割をもち、様々な課題を抱える子ども一人一人に寄り 添った、きめ細やかな支援を推進します。

具体的取組 子どもからの相談にも対応する養護教諭「こころとからだの先生」の配置

担 当 学校教育課

保健室は、悩みをもっている子どもの「心の居場所」としての役割を果たしており、養護教諭はいじめをはじめとした悩みの相談を受けることも多くあります。養護教諭を「こころとからだの先生」と位置づけ、学校の規模に応じて複数配置に努めるとともに、子どもたちの様々な相談に対して傾聴し、細かな変化を読みとることができるよう、相談対応に関する研修などを実施します。

具体的取組 教科担任制及び学年担任制の推進

担 当 学校教育課

主に小学校高学年以上を対象に、一部教科担任制を推進しています。担任以外の教員が一定の教科の授業に入ることで、複数の教員の目で子どもを見守ります。また、学年の担当教員全員で学年の子どもを見守る学年担任制を導入し、全教員が学年の児童生徒全員の担任であるという意識をもって、子どもを見守る指導・支援体制を構築します。

具体的取組 スクールカウンセラーの全市立小・中学校への派遣

担 当 教育支援センター

滋賀県からの派遣を含め、全市立小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、いじめをはじめ、様々な問題に関して子どもがカウンセラーに相談できる体制を整備します。

各学校においては、スクールカウンセラーを学校における相談体制の一員として位置づけ、教 職員が連携・協働して子どもへの支援に当たります。

具体的取組 教育委員会へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置

担 当 児童生徒支援課

教育委員会内に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性等を有する 職員を配置し、必要時に柔軟に学校の対応を支援できる体制を整備します。

スクールカウンセラーは、想定していない事案が発生した際でも適切に子どもの心のケアや学 校の対応支援を行えるよう、随時学校に派遣できる体制を整備します。

スクールソーシャルワーカーは、家庭環境など子どもを取り巻く環境に働きかけていくため、 ケース会議等に参加し、学校と関係機関等の連携を推進します。

具体的取組 教育委員会へのスクールロイヤーの配置

担 当 教育総務課

教育委員会内にスクールロイヤー(弁護士)を配置し、学校現場等において起こる多様で複雑な事案に対し、法的見地からの的確な助言を早期に得られる体制を整えることで、事案の早期解決を図ります。

具体的取組 学校生活支援員の配置

担 当 学校教育課

学習の準備や身の回りの整理整頓、教室移動などの支援、集団に入りにくい子どもへの支援、 特別支援教育に係る様々な支援等、学校の実態に応じ子どもの学校生活を支援する学校生活支援 員を全市立小・中学校に配置し、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

(3) いじめ問題等に関する研修・研究の充実

具体的取組 いじめの未然防止と適切な対応についての研修の実施

担 当 教育センター

すべての児童生徒の命を守りいじめの未然防止を図るため、また様々な視点から子どもの理解 を深め、適切な対応や支援を展開していくための研修を実施します。

教員の経験年数に応じて実施しているステージ研修や、管理職を対象に実施するマネジメント 研修、その他、担当職務ごとの職務研修や希望研修において、いじめ事案への対応や子ども支援 等に関する研修を実施します。

具体的取組 教員を対象とした人権に関する研修の充実

担 当 学校教育課

性別や国籍、障害者、性的少数者、宗教、出自等、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、教員自身の人権感覚を磨くため、また、子どもに対する具体的な指導を行う教員の力量を高めるため、定期的に「大津市人権教育推進主任等研修会」を実施します。

具体的取組 教員向けのいじめ対策等に関する情報提供・事例等の共有

担 当 児童生徒支援課

いじめ対応にあたり、教職員が把握すべき内容を適切に周知徹底するため、教員研修用資料を 作成する、国・県等が作成した資料を配付する等、積極的な情報提供に努めます。さらに、作成 した資料等については研修に活用するよう指導するなど、その活用を推進します。

また、いじめ事案をはじめ、様々な子ども支援に関係する事例を資料にまとめ各学校に共有することで、子ども支援に関する知識・経験を学校の枠を超えて共有するなど、全学校の対応能力の向上を図ります。

重点事業

具体的取組 子ども支援コーディネーターの対応能力の向上のための指導・研修

担 当 児童生徒支援課

各学校において子ども支援の中心的役割を担う子ども支援コーディネーターの対応能力を向上 させるため、必要な研修等を行います。

特に、初めて担当となった教員等には、教育委員会の指導主事等が学校を訪問等し個別に指導を行う、研修会の時間を長く設定する等、重点的な指導・研修を行います。

具体的取組 いじめ対策推進室の相談調査専門員を対象としたいじめ問題に関する研修の充実 担 当 いじめ対策推進室

相談調査専門員が子ども支援に関する研修へ積極的に参加するとともに、外部専門家等を招い た研修会の実施を通じ、相談調査専門員のスキル向上を図ります。

具体的取組 いじめ対策に関する研究の推進

担 当 児童生徒支援課

教育委員会の指導主事等が中心となり、ソーシャルエモーショナルラーニング*をはじめ、いじめの未然防止、抑止等に効果的とされる取組に関する情報収集・研究に努め、各学校で授業づくり等の参考しやすい資料にまとめるなど、各学校で実践しやすい形での情報提供を行います。

^{※「}社会性と情動(感情)の学習(SELと表記されることが多い。)」①自分を理解する力、②自分の感情をコントロールする力、③他者を理解する力、④他者との関係を築く力、⑤責任を持って意思決定をする力の向上を目標とする。

(4) 保護者及び市民に対する啓発・支援

具体的取組 いじめ防止市民フォーラム等の実施

担 当 いじめ対策推進室

市・学校・家庭・地域が連携していじめ防止対策を推進するため、市民や学校、地域団体、保護者、子どもも含めて、地域が主体的にいじめ問題について考える機会として、オンラインやSNS等も活用し、地域と連携したフォーラム等を開催します。また、地域単位等で地域のニーズに合わせて開催する等、より効果的なフォーラム等の開催形式を検討します。

具体的取組 いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発

担当いじめ対策推進室

市民向け・保護者向けリーフレットの配布等を通じ、いじめの定義などいじめ問題に関することや、子どもの見守りのポイント等について理解を深めていただけるよう保護者及び市民向けの 啓発を推進します。

また、市ホームページ内の「いじめ対策ポータルサイト」や広報おおつ等に、大津市のいじめ対策の取組や、保護者や市民にとって有用ないじめ問題に関する情報などを掲載することで、保護者や市民のいじめ問題に対する理解促進を図ります。

さらに、動画等を利用した啓発など、より効果的な広報啓発方法を検討します。

関連事業

具体的取組 子どもの発達やこころに関する理解の推進

担 当 子ども発達相談センター

3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を行い、発達障害やこころの問題の早期発見と対応に取り組み、子どもたちが互いを認め合い共生できる教育・養育環境の整備に寄与します。

子どもの発達やこころに関する、保護者からの相談申し込みに応じて、医師や保健師、発達相 談員等が専門相談を行い、校園等とも連携して、家庭や校園の子どもに対する理解を深め、適切 な養育・保育・教育につながるように支援します。また、関係機関職員向けの研修、市民向けの 講演、リーフレットやホームページを通じた情報発信等により、子どもの発達やこころ、発達支 援等について周知を図ります。さらに、校園での特別支援教育や合理的配慮が進むよう、教育支 援センターとの連携を進めます。

関連事業

具体的取組 市民を対象とした人権学習及び人権に関する広報啓発活動の充実

担 当 人権・男女共同参画課, 生涯学習課

人権学習においては、大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会をはじめ人権を守る大津市 民の会等と連携し、人権学習の機会の提供や人権標語、作文等の募集による人権意識の啓発、高 揚を図ります。

また、人権に関する広報啓発活動の充実においては、人権啓発紙「輝きびと」の発行や人権擁護委員等による人権相談の実施、さらに人権研修会の開催や「わたしと人権」作品展、啓発グッズの設置を始めとした啓発活動を実施します。

2 いじめの早期発見

(1) 市・教育委員会等における相談支援の充実

重点事業

具体的取組 いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置

担 当 いじめ対策推進室, 児童生徒支援課, 教育支援センター, 少年センター

学校におけるいじめに限らず、学校外も含めたいじめ事案等に対応するため多様な相談窓口を 設置します。

いじめ対策推進室では、フリーダイヤルの電話相談窓口「おおつっこほっとダイヤル」、おおつっこ手紙相談、面談等、多様な方法で相談できる窓口を設けます。

また、相談窓口の選択肢を広げ、誰もが相談しやすい環境づくりを更に進めるため、子どもや 保護者が、学校の学習用タブレット端末や家庭のスマートフォン等の端末から、おおつっこ相談 チームに相談できる仕組みを検討します。

教育支援センター及び少年センターでは、いじめ等の悩みについて相談できる窓口を開設し、 相談員等が子どもや保護者からの相談に応じるとともに、予約制による臨床心理士の特別心理相 談を行います。

さらに、夜間・休日に相談したい場合や、電話等ではなくLINEで相談したい場合にも対応できるよう、滋賀県・滋賀県教育委員会が開設している「24時間子供SOSダイヤル」や「こころのサポートしが(LINE相談)」等も含め、いじめ等に関する相談ができる相談先を総合的に周知します。

関連事業

具体的取組 児童クラブ、児童館におけるい<u>じめの早期発見</u>

担 当 いじめ対策推進室,子ども・若者政策課,児童クラブ課

児童クラブ・児童館は、子どもの安心できる居場所となるように努めるとともに、いじめの要素をもったトラブルを発見した場合に備え、学校や関係機関などと連携しながら解決できる体制を整備します。

いじめ対策推進室の相談調査専門員は、市内の児童館や児童クラブを訪問し、児童厚生員や支援員等と懇談することで地域の実情を把握するとともに、子どもたちとの遊びやコミュニケーション等を通じて、子どもたちの様子の把握や、子どもたちの悩みの相談に応じるなど、いじめの早期発見に努めます。

(2) 学校が早期発見した事案への対応に関する支援

重点事業

具体的取組

いじめの疑い段階の教育委員会への速報をもとにした指導・助言

担当児童生徒支援課

市立小・中学校は、いじめの疑い事案(いじめかどうか確認できていない事案を含む)を把握した場合、全件、翌課業日中までに教育委員会へ報告します。

報告を受けた教育委員会は、指導主事を中心に、全件その報告内容を確認し、必要に応じ、学校に対応方針の確認や指導・助言を行います。

また、報告内容をもとに、AIによる予測システムにより各事案の深刻化予測を算出し、学校にフィードバックすることで、学校における対応を補完し、適切な対応を促します。

具体的取組 いじめの疑い事案にかかる教育委員会と市の情報共有

担 当 いじめ対策推進室,児童生徒支援課

学校から教育委員会に報告のあった全てのいじめの疑い事案にかかる報告は、市(いじめ対策 推進室)と教育委員会(児童生徒支援課)で情報を共有します。

また、市(いじめ対策推進室)は、情報共有を受けた報告内容について、必要と認める事案を「大津の子どもをいじめから守る委員会」へ付議し、「守る委員会」からの意見や助言、懸念する事項等については教育委員会へ伝達します。

さらに、いじめ対策推進室の相談調査専門員と教育委員会の指導主事を中心とする定期的な会議を開催し、情報や課題等の共有を図ります。

3 いじめへの対処

(1) いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備

具体的取組 いじめ事案対応にかかる指導主事や専門家等による指導・支援

担 当 児童生徒支援課, 少年センター

いじめをはじめ生徒指導上の諸課題、虐待、学校事故への対応については、児童生徒支援課に 配置されている指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校長OB等 が、電話や学校訪問等により学校の対応を支援します。

少年センターは、学校だけでは対応が困難な事案に対し、学校支援アドバイザーを派遣し、学 校の対応を支援します。

重点事業

具体的取組 いじめ事案対応にかかる外部専門家の派遣

担 当 児童生徒支援課

いじめをはじめ生徒指導上の諸課題、虐待、学校事故への対応について、学校だけでは対応が 困難な場合、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学識経験者、警察 経験者等、必要な外部専門家を学校に派遣するなど、必要な専門家の助言・支援を得られる体制 を整備します。

具体的取組 インターネット上のいじめに関する対応マニュアルの更新・活用

担 当 いじめ対策推進室, 児童生徒支援課

インターネット上で発生する、トラブルやいじめに対処するために活用できるインターネット 上のいじめに関する対応マニュアルを平成30年度に作成し、各学校に配布しています。

今後も、新たなトラブルやいじめに対処するため、記載内容の更新・追加を行います。また、 教職員を対象に、マニュアルを活用した研修を実施するなど、学校におけるインターネット上の いじめに対応する体制を整備します。

具体的取組 重大ないじめ事案に関する調査結果の適切な情報提供・公表

担当児童生徒支援課

重大ないじめ事案について調査を行った場合は、「重大事態に関する調査結果報告書の公表について」に基づき、プライバシー等への配慮を行った上で、調査結果を適切に情報提供・公表します。

被害を受けた子どもとその保護者に対しては、調査結果報告書を提供するだけでなく、調査中 においても調査の進捗状況について、経過報告を行います。

さらに、被害を受けた子どもとその保護者の同意を得た場合は、同種事案の再発防止や、調査 に関する透明性・信頼性の担保等のため、調査報告書を大津市のホームページ上に6か月間公表 します。

加害の子どもとその保護者に対しては、必要に応じて認定された事実を丁寧に伝え個別に指導することで、いじめの非に気付かせ、再発防止に努めます。

市立小・中学校の教員等には、調査結果報告書を必要な範囲で提供・共有し、研修等に活用することで、再発防止に努めます。

具体的取組 いじめ対策推進室の相談調査専門員による子ども・保護者等への支援 担 当 いじめ対策推進室

相談があったいじめ事案等について、相談調査専門員が子どもや関係者との調整を行いながら、事案の解決に向けた助言・支援を行います。

また、必要に応じ、子どもの保護者等を支援の対象に加え、いじめの当事者の家庭に寄り添った対応を図ります。

さらに、いじめ事案にかかる相談については、いじめだけでなく、その背景にある課題の解決 も重要であることから、関係部署、関係機関と連携しながら、子どもの最善の利益を考えた支援 を行います。

B. 学校が実施する施策

1 いじめの未然防止

(1)子どもの主体的な参画

重点事業

具体的取組 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進

担 当 学校(児童生徒支援課)

いじめ防止啓発月間(6月、10月)を中心に、児童会・生徒会等子ども主体のいじめ対策に関 する取組を実施します。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行すること を通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげます。

教育委員会は、子ども主体の取組等に使用する消耗品購入予算の確保、児童会・生徒会サミッ ト等による学校の枠を超えた取組事例の交流等、子ども主体の取組を支援します。

具体的取組 学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定

担 当 学校(児童生徒支援課)

いじめ防止に関する標語、スローガン、ポスターの作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた 取組目標を考え、設定できるように支援します。

学校の実情や子どもの発達段階に応じ、学校全体の目標だけでなく、学級・個人等の目標につい ても積極的に設定することで、子どもたちが自身の問題としていじめの防止について考えられるよ う支援します。

(2) 子どもに対する教育・啓発

具体的取組 いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進

担 当 学校(児童生徒支援課)

授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して、子ども自身が、何がいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施します。

さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを 伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育みます。

重点事業

具体的取組 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施

担 当 学校(児童生徒支援課)

インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施するなど、学校の実情に合わせた情報モラル教育を実施します。

さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、インターネット上のいじめの防止対策には、家庭との連携が不可欠となります。これらの情報モラル教育に関する授業については、積極的に、授業参観を実施する、子ども向けの講演終了後に保護者等向けの講演会を実施するなどの取組を通じ、家庭の情報モラルの向上にも努めます。

具体的取組 相談することの大切さに関する啓発

担 当 学校(児童生徒支援課)

子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促します。

また、相談することで更にひどいいじめを受けることになるのではないか、友だちのいじめについて相談することで自分がいじめの対象となるのではないかという不安から、相談を躊躇することがないよう、相談した人を徹底して守り通すことを子どもに伝えるとともに、実際に相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行います。

具体的取組 子どもの心を豊かにする道徳教育の推進

担 当 学校(学校教育課)

子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育みます。

子どもの心を豊かにする道徳教育を推進するには、保護者や地域関係者の理解が必要です。学校と家庭、地域社会が一体となり道徳教育を進めるために、積極的に道徳の時間の授業参観を実施します。

具体的取組 自他ともに認め合う人権教育の推進

担 当 学校(学校教育課)

各学校は、世界人権デーがある12月を中心に、人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権 週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示や放送を通 じて発表を行います。

さらに、子どもたち一人一人がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解 し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる心を育むため、また、性別や国 籍、障害者、性的少数者、宗教、出自等、具体的な人権課題について正しく理解、認識できるよ う、人権を尊重する態度と実践力を養うための人権教育を実施します。

具体的取組 分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進 担 当 学校(学校教育課)

いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることもあることを踏まえ、子 どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にした分かりやすい授業づくりを進めます。 さらに、日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・ 集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育みます。

関連事業

具体的取組 思いやりの心を育てる異年齢交流の推進

担 当 学校(学校教育課)

学年を超えて異年齢の仲間と交流することを通じ、低学年の子どもの学校生活の不安感を軽減 し、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心 を育てます。

小学校においては、学年・学級の枠を越えて、年間を通しての縦割り班での活動を行います。 中学校においては、生徒会活動や運動会等の学校行事、委員会活動等を通じた学校内における交流、さらには学区内小学校との交流行事等を実施します。

(3) 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

具体的取組 学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知

担 当 学校(児童生徒支援課)

法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針、大津市いじめ防止基本方針(行動計画)を参酌 し、各学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本方針(学校いじめ防止基本方 針)を策定します。

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、この行動計画で「学校が実施する施策」に位置づけられている各具体的取組について、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標を記載します。

また、年度終了時には、その年度の取組状況について自己評価を行い、その結果等を踏まえ、次年度の学校いじめ防止基本方針をより良いものとできるよう見直しを行います。また、自己評価にあたっては、保護者や地域関係者等を含めた拡大いじめ対策委員会の開催や、学校評価アンケート等を通じ、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行います。

さらに、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、各学校は策定した学校いじめ防止基本 方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図ります。

重点事業

具体的取組 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ

担 当 学校(児童生徒支援課)

保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通 じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供してい ただける関係づくりに努めます。

特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、入学説明会 等での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行います。

具体的取組 いじめ対策に関する校内研修の実施

担 当 学校(児童生徒支援課)

年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員に研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図ります。

さらに、毎年度、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を、各中学校区等の単位で実施します。

いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の具体的取組

充実

担 当 学校 (児童生徒支援課)

個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底します。さらに、「無知だ」、「迷惑だ」と思われるのではないかという不安から個々の教職員が相談や発言を躊躇することのない、真に組織として機能する「心理的安全性」の確保された職場とできるよう全教職員が留意します。

さらに、校長・教頭、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案等の子ども支援の実 務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築することで、組織として適切な対応 ができる体制を整備します。

2 いじめの早期発見

(1) いじめに関する情報収集

重点事業

具体的取組 いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施

学校(児童生徒支援課)

いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回以上、アンケート調査を 行います。

アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる 点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につ なげます。

アンケート調査票は、発達段階に応じた記入しやすい内容にするとともに、毎回同じ設問とす るのではなく時期に応じて設問を変える、周囲を気にすることなく安心して記入できるよう家庭 に持ち帰って回答するなど、学校ごとに実情に合わせて工夫を行います。

具体的取組 いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施

当 学校(児童生徒支援課)

いじめ等の子どもの悩みを早期に把握するため、子どもと担任等の教員が個別面談を行う、教育 相談期間を学期に1回程度設けます。実施にあたっては、子どもが希望する場合は担任以外の教職 員への相談も可能とするなど子どもが相談しやすい環境とできるよう、学校の実情や発達段階に応 じて工夫します。

また、日頃から子どもの学校生活を見守る中で、気になる子どもを発見した場合は、随時個別に 面談等を実施すること等により、子どもの心情の把握に努め、いじめの早期発見に努めます。

関連事業

具体的取組

教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施

抇

学校 (児童生徒支援課)

校長・教頭、生徒指導主任・主事、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校内を 巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施します。

特に、いじめの発生の多い休み時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのな いよう、子どもの見守りを行います。

関連事業

具体的取組 日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施

担 当 学校(児童生徒支援課)

定期的な家庭訪問や懇談等の機会において、学校生活で頑張っている点や良い行いなども含めた子どもの様子を伝えるなど、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有し、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させることで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築します。

学校と保護者との関係性の構築を通じ、保護者が子どものことで悩んだ際に相談しやすい環境を 整備することにより、子どもの様々な課題の早期の発見に努めます。

(2) いじめに関する情報共有

重点事業

具体的取組

子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有

担 当 学校(児童生徒支援課)

各学校の教職員がいじめの疑い(いじめかどうか確認できていない事案を含む)を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告します。

いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーター等に集約するという運用を徹底する ことで、各教員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な 支援につなぎます。

さらに、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげます。

具体的取組 いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報

担 当 学校(児童生徒支援課)

学校で把握したいじめの疑い事案(いじめかどうか確認できていない事案を含む)については、 学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業 日中に教育委員会に事案概要を報告します。この仕組みにより、教育委員会を含めた組織的かつ適 切な対応を可能とするとともに、学校における迅速な組織対応を担保します。しかしながら、学校 から教育委員会への報告件数が年々増加しており、報告にかかる事務負担も増大していることか ら、教育委員会では、報告方法の効率化の検討を継続的に行います。

関連事業

具体的取組

保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進

担 当 学

当 学校 (児童生徒支援課)

全ての中学校区において、子どもたちの交流や教職員の合同研修などの保幼小中の連携活動を行っています。

特に、次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにします。

さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の担任に対し、適切に情報を引き継ぎ、 切れ目なく必要な支援ができる体制を整えます。

3 いじめへの対処

(1) いじめ事案への組織的かつ適切な対応

重点事業

具体的取組「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応

当 学校(児童生徒支援課)

各学校には、いじめ事案への対応のために、「いじめ対策委員会」を常設しています。定期的な 開催に加え、学校の教職員がいじめの疑い(いじめかどうか確認できていない事案を含む)を把 握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、その後、組織的に対応 するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催します。

「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の 対応方針を決定します。

また、「いじめ」として認知するかどうかもこの「いじめ対策委員会」において決定します。 学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地から の助言も得て、事案の解決を図ります。

この「いじめ対策委員会」は、法第22条に規定される「学校におけるいじめ防止等の対策のた めの組織」として位置づけています。

具体的取組 いじめ事案の解決に向けた対応(被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等) 当 | 学校(児童生徒支援課)

学校全体で組織的に対応し、被害の子どもを徹底して守り通すこと、加害の子どもに対しては、 安易に謝罪や握手などをさせるのではなく、加害の子ども自身が自らの非に気づき、今後はどうす ればよいかを考えることができるよう指導することを基本とします。加害の子どもの行為を止める だけでなく、加害行為を行ってしまった背景を探り、改善すべき課題があれば、それらの課題の改 善に向けた支援を行います。また、事案によっては、教育委員会、福祉部局、警察、関係する学校 園、地域各種団体など、関係機関等と連携して対応を行います。

【被害の子どもへの支援の目標】

- ①加害の子どもからのいじめ事案にかかる行為がなくなっていること
- ②その後の見守り等を通じて、被害の子どもの不安が取り除かれ、尊厳の回復がなされたこと
- ③学校の対応について、被害の子どもと保護者に理解が得られたこと
- ④被害の子どもや保護者が望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応がなされたこと 【加害の子どもへの指導の目標】
- ①加害の子どもへの指導により、いじめ事案の行為に対して、考え、内省する機会がもたれたこと
- ②その後の見守り等により、同様の行為が行われていないこと
- ③学校の対応について、加害の子どもと保護者に理解が得られていること
- ④被害の子どもや保護者が望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応を行ったこと
- ⑤加害の子どもがそのような行為を行ってしまった背景を探り、必要に応じそれらの改善に向け た支援を行っていること

具体的取組 インターネット上のいじめへの対応

担 当 学校(児童生徒支援課)

SNSやブログ、ゲームサイト等における誹謗中傷やグループ内の仲間はずしなど、インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、証拠の保全を図る、プロバイダ・サイト管理者や法務局等の関係機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適切にその対応にあたります。

さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、保護者にも連絡し、家庭と学校が連携して対応を行います。

具体的取組 重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施 担 当 学校(児童生徒支援課)

法28条に規定される「重大事態」など、重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その 保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実 関係の把握に努めます。

調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優 先に対応を行います。

具体的取組 いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存

担当学校(児童生徒支援課)

学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存(5年保存)を徹底します。

具体的取組 いじめ事案が生じたときの保護者との連携

担 当 学校(児童生徒支援課)

いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人の目からは些細に見える 事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等につい て情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行います。

C. 家庭・地域との連携・協働により実施する施策

(1) 家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進

具体的取組 いじめ対策に関する家庭への積極的な情報提供

担 当 児童生徒支援課

教育委員会及び学校は、家庭と連携したいじめ対策を推進するため、保護者にいじめの定義や、 学校におけるいじめ事案への対応の流れを含む、大津市のいじめ対策の取組について理解を深めて いただき、また、子どもが安心して相談しやすい家庭づくりの参考としていただけるような情報の 提供に努めます。その際、小学生の保護者向け、中学生の保護者向けに分かるなど、子どもの年代 に応じた情報提供に努めます。

学校は、学校だよりや生徒指導だより等を活用し、学校の実情に合わせ、積極的な情報提供を行います。

教育委員会は、学校が保護者向けの情報提供に活用しやすい形で、様々なコンテンツを作成し、 各学校に提供することを通じ、各学校による積極的な情報提供を支援します。

具体的取組 インターネット等の利用に関するルールづくりの推進

担 当 児童生徒支援課

インターネット上のいじめを含む、インターネット上のトラブルの防止のため、各家庭において インターネット等の利用に関するルールをつくるための参考となるリーフレットを配付し、各家庭 でのルールづくりを推進します。

また、それらのルールは、各家庭の実情に合わせたものとしなければ実効性を伴わないため、大津市で一律のルールを設定するのではなく、家庭でカスタマイズしてルールを検討できる内容とします。

具体的取組 いじめ対策にかかるPTA・保護者会等との協力・連携

担 当 いじめ対策推進室

保護者向けや市民向けのリーフレット等、いじめの防止に関する広報啓発物の作成などにあたって、大津市PTA連合会等に意見を求めるなど、PTA・保護者会等と協力・連携しながら、いじめ防止対策事業の推進に努めます。

関連事業

具体的取組 家庭教育の推進

担 当 生涯学習課

家庭教育においては、子どもたちに「自分は生きる価値がある、誰かに必要とされている」などの自己肯定感や、「人の役に立った、人から感謝された、人から認められた」などの自己有用感を育むことが大切です。そのことが、子ども自身が集団や社会との関係を自他ともに肯定的に受け入れられ、規範意識を高めていくことになり、いじめの未然防止にもつながります。

このように家庭教育を推進するため、地域住民等が実施する子育て学習会、講演会など、家庭教育に関する研修や啓発を促進するための事業を支援します。

また、「おおつ家庭教育5か条」の啓発を通じて、家庭教育の推進を図りながら、いじめの未然 防止に努めます。

(2)地域との連携・協働による多くの大人による子どもの見守り

重点事業

具体的取組 学校見守り活動の推進

担 当 児童生徒支援課

休み時間や掃除の時間など教職員の目の届きにくい時間を中心に、保護者・地域の方に校内で見守りを行っていただくなど、地域による学校見守り活動を推進します。活動にあたっては、できる限り参加者や、実施校の負担とならない仕組みとします。

関連事業

具体的取組 スクールガードによる登下校時の見守りの強化

担 当 児童生徒支援課

スクールガードは、登下校時における見守り活動、通学路における危険箇所などの安全点検、あい さつなどの声かけを通じ、子どもたちを見守ります。

見守り活動中に子どもの異変に気づいた場合は、学校に知らせるなど、情報を共有します。

教職員の目が届きにくい時間帯の1つである登下校中に多くの大人の目で子どもたちを見守ること を通じ、いじめの抑制となるだけでなく、子どもたちが多くの大人に見守られていることを実感し、 安心して学校に通うことができるように支援します。

関連事業

具体的取組 少年補導(委)員による地域における子どもの見守りの強化

担 当 少年センター

少年補導(委)員が街頭補導(愛のパトロール)を実施し、地域における子どもの見守りを行い、 地域においても、いじめの未然防止、いじめにつながる行動の早期発見に努めます。

また、少年補導(委)員を対象として、子ども支援に関連する研修会を実施し、子ども支援につい て理解を深めます。

関連事業

具体的取組 人権擁護委員及び人権擁護推進員による相談対応の充実

担当人権・男女共同参画課

6月1日の人権擁護委員の日及び毎月複数日に、市の施設において、心配ごとや困りごとなどの相談として、人権擁護委員による特設人権相談を行います。

また、日常的に人権擁護委員及び人権擁護推進員がいじめ問題をはじめとした相談に対応できるよう、市ホームページや支所をはじめとした市の施設に、相談先となる人権擁護委員及び人権擁護推進員の連絡先を記載したポスターを掲示し、相談対応に努めます。

関連事業

具体的取組 地域ぐるみで子どもを守り育てていくコミュニティ・スクールの推進

担 当 学校教育課

コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みで、保護者や地域住民などから成る「学校運営協議会」を設け、学校運営の基本方針を承認するとともに、教育活動について意見を述べます。

これらの取組により、保護者を含むより多くの地域住民が、学校における教育活動のみならず校外での子どもたちの育ちにかかわることで、学校と家庭、地域のつながりを強め、地域ぐるみで子どもを守り育てようとする機運を高めます。そのことが、今まで以上により多くの大人の目が子どもたちを学校の内外で見守ることにつながり、その結果、いじめの未然防止、早期発見が図られることになります。

D. 附属機関・関係機関等との連携により実施する施策

(1) 附属機関等と連携したいじめ事案等への対応

重点事業

具体的取組 大津の子どもをいじめから守る委員会による対応

担 当 いじめ対策推進室

相談等のあったいじめ事案について、事実確認及び解決を図るために必要な調査、調整、審査等を 行うことを目的に、市長の附属機関として「大津の子どもをいじめから守る委員会」を常設していま す。

「守る委員会」は、付議されたいじめ事案について、子どもの最善の利益を基本として、その解決 を図るために、事案の審議を行います。また、それらの審議に基づき、相談者への対応や関係者との 調整を担う相談調査専門員に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、守る委員会委員が学 校や地域に出向き、関係者等との調整などを行います。

学校に対しては、守る委員会委員と教員との協議・意見交換を通じ、助言や支援等を行うととも に、教育委員会委員とは、重大事態の調査の報告等、必要に応じて、意見交換を行い、大津市のより よいいじめ対策の方策について協議します。

また、守る委員会は、市長に対して、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るために必要な場合に、それらの方策の提言等を行います。

具体的取組 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会による対応

担 当 児童生徒支援課

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会は、弁護士、大学教授、臨床心理士、社会福祉士等 で組織される、教育委員会の附属機関です。

法第28条第1項に規定される「重大事態」が発生した場合等に、事実関係を明確にし、その解決を 図るために必要な事項や再発防止策等について調査・審議します。

調査結果等については、「重大事態に関する調査結果報告書の公表について」に基づき、関係者に 適切に情報提供するとともに、被害を受けた子どもとその保護者から同意を得た場合は、プライバシ ー保護等の配慮を施した上で、大津市ホームページで6か月間公表します。

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会による対応

いじめ対策推進室

法第28条第1項に規定される「重大事態」が発生した場合等は、教育委員会の附属機関である「大 津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」が調査を実施します。その調査結果について、市長が 事案の対処や再発防止のために必要と認める場合は、市長の附属機関である「大津市いじめに関する 重大事態再調査委員会」が再調査を行います。

いじめに関する重大事態再調査委員会は、再調査の対象となる事案ごとに、利害関係のない専門 家・有識者で組織し、公正かつ中立な再調査を実施します。

また、再調査委員会は、再調査結果を市長に報告する際、同種の事態の再発防止のために必要な措 置についての提言も行います。

再調査結果については、被害を受けた子どもとその保護者から同意を得た場合は、プライバシー保 護等の配慮を施した上で、速やかに公表します。

小中学校サポート会議による対応 具体的取組

児童生徒支援課

具体的取組

いじめ事案をはじめ、生徒指導上の問題や学校事故の問題等、様々な問題に対して、複数の専門家 から複合的な指導・助言を得る必要がある場合は、小中学校サポート会議を開催し、問題の解決に取 り組みます。

また、法第28条第1項に規定される「重大事態」としての該当性を判断することが必要な場合は、 小中学校サポート会議を開催して、専門家から意見を聴取します。

(2) 関係機関等との連携による重層的な支援

いじめの背景となり得る課題に対する関係機関等と連携した対応

いじめ対策推進室,児童生徒支援課

いじめの背景ともなり得る、虐待、貧困、障害、疾病等、子どもや家族が抱える課題を把握した場 合は、福祉部局等の関係機関と連携し、重層的な支援につなげます。

さらに、教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、子ども支援のためのケース 会議への参加等を通じ、学校現場と福祉部局等の関係機関がスムーズに連携できるよう支援を行いま

また、保幼小中での切れ目のない連携が行えるよう、保育園や幼稚園、やまびこ総合支援センタ ー、子ども発達相談センター等の関係機関と連携を図り、必要な情報を共有することで、就学前から 子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境が整えられるよう支援を行います。

E. 包括的な施策

(1)効果的ないじめ対策を実施できる環境の整備

具体的取組 教職員の子どもに向き合うための時間の確保

担 当 教育総務課,教職員室

会議の精選や報告文書の削減・効率化を行うとともに、夜間の自動応答メッセージによる電話対応、事務作業などの業務支援を行うスクールサポートスタッフの雇用等、学校現場に対する人的・物的な支援を実施することにより総合的な働き方改革を推進し、教職員が子どもに向き合うための時間を確保できるよう努めます。

具体的取組

教職員の業務におけるいじめ事案の最優先の対応と、いじめ対策に関する取組の事務 負担軽減の検討

担 当 児童生徒支援課

教員は、いじめに関する認識を高く保ち、いじめ事案を発見した際は、命に関わる問題として、最 優先に対応を行います。

その上でそのような対応を今後も持続的に継続していくためにも、いじめ対策の取組についてさらなる事務負担軽減の余地がないか、継続的に検討を行います。

具体的取組 重層的な子ども支援に向けた関係機関等との連携の強化

担 当 いじめ対策推進室

いじめの相談等をきっかけに、虐待や生活困窮などの課題がいじめに関係することがわかった場合は、福祉部局等の関係機関と連携した重層的な支援につなげる必要があることから、普段から要保護児童対策地域協議会など関係機関等が開催する会議等に積極的に参加し情報交換を行うことで、連携の強化に努めます。

2 / 和解条項において明記された再発防止策

第1 大津市いじめ対策推進室を中心とした施策事項

1 いじめの未然防止に係る取組について

本件事件の風化を防ぐとともに、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への 取組を推進するため、いじめ防止啓発月間(6月及び本生徒の命日である10月)におけるフォーラムの開催などの広報啓発活動を学校や教育委員会と連携して実施するなどにより、いじめの防止に関する啓発を行うものとする。

2 いじめ事案への対処(二重三重の救済システム)に係る取組について

(1) いじめに関する相談体制の整備

専門職を配置したいじめに関する相談窓口を市長部局に設け、いじめの被害者が、保護者、友人、教員、教育委員会等に相談できないケースについても、受け入れ、支援できるように、いじめに関する相談体制を整備するものとする。

(2) 第三者組織の設置

市長部局で一元化したいじめに係る情報について、必要な調査、支援等を行うため、専門家等により構成される第三者組織を市長の附属機関として設置するとともに、第三者組織から市長に対し、必要に応じて、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行えるなど、より実効的ないじめ対策の実現につなげるものとする。

3 いじめに係る事実関係の明確化に係る取組について

(1) 第三者組織による、公正・中立な調査

いじめに係る事実関係を明確にするための調査が必要となったときは、当事者と利害 関係を有しない専門家等により構成される第三者組織を調査組織とするなど、組織の構 成及び委員の人選の点も含め、公正・中立な調査を速やかに行うものとする。

(2) 重大事態の並行調査

市長部局によるいじめに係る事実関係を明確にするための調査(以下「本調査」といいます。)は、可及的速やかに着手するよう努めなければならない。また、本調査においては、法第30条第2項に規定する場合のほか、学校または教育委員会が行う法第28条第1項の規定による調査と並行して行うなどして調査の公正性及び中立性を確保するとともに、可及的速やかに完了するように努めるものとする。

第2 大津市教育委員会を中心とした施策事項

1 いじめの早期発見に係る取組について

子どもの声に耳を傾け、心の叫びや言動の裏側にある感情をしっかりと読みとり、いじめを早期に発見するため、教員の感性を磨くための研修を実施するとともに、組織的な対応を可能とする体制づくりを推進する。

- (1)小中学校の教員による相互の交流研修や市内の福祉施設等での現地研修、メンタルへルスや教員間のコミュニケーションに関する研修などを行うものとする。
- (2)教育委員による学校訪問を実施し、いじめの実態等の学校現場の状況把握を行い、学校運営に対する具体的な指導を行うものとする。また、これらの指導的な役割を担うため、定例会のみならず教育委員による協議会等を必要に応じて開催し、情報の共有に努めるものとする。
- (3) 大津市教育委員会は、教員の多忙化解消を図ることで、学校で一人一人の子どもたちを丁寧に見守る体制づくりを行うために、学校に対する人的・物的な支援を行うものとする。
- (4) 大津市教育委員会は、生徒指導に特化した部署を設置し、相談窓口を設けるなどして 子どもの声を聴くことや学校のいじめ事案の対応にかかわる指導・支援を行うものと する。
- (5)各小中学校においては教育相談週間の設定などを行い、子どもの声を直接聴くための 取組を進めるものとする。また、教職員自らが子どもたちの変化を早期に把握するた めに校内外の見回りなどを積極的に行い、そこから得られた情報や子どもたちからの 声を校内で共有するため、いじめ対策委員会の定期開催を定着させていくものとする。
- (6)各小中学校においては、いじめの疑いの段階から子どもから得た情報を管理職も含めたいじめ対策委員会を通じて校内で組織的に共有するとともに、具体的な対応方針等についても、いじめ対策委員会での協議を経て組織的な対応を行うものとする。
- (7)各小中学校においては、いじめの早期発見等のためにスクールカウンセラーから得た情報については、公正な利用を行い、かつ、いじめを受けた子どもやその家族のプライバシーに配慮するものとする。

<u>2 いじめの早期対応に係る取組について</u>

いじめの早期対応を行うため、いじめの疑いの段階からの発見に努め、組織として初期の段階から対応を行う。

- (1)いじめ等の問題行動についての情報共有や対応策の協議・検討を行うためのいじめ対策委員会を全小中学校に設置し、事案発生時のみならず定期的な協議を行うものとする。
- (2)大津市教育委員会は、文部科学省をはじめ各省庁、県教育委員会等から発出されるいじめ対応に関する通知及び研修資料等を活用した各種研修会等を実施するとともに、 各学校における校内研修や実地指導を通じてその内容の周知徹底を行うものとする。

- (3) 各学校のいじめ事例及びその取組に対する研修を実施し、モデルとなる対応に学びながら各学校の対応力を高めるものとする。
- (4)大津市教育委員会は、危機対応マニュアル及び生徒指導担当部署が収集した情報に基づき危機管理チームを招集するとともに、市長部局の大津の子どもをいじめから守る委員会との連携を図るなどして、いじめに関する緊急事案に対し迅速に対応を行うものとする。
- (5)大津市教育委員会は、いじめ事案発生時に学校または教育委員会が行う調査及び対応 について、リーフレット等の配布及び保護者会や三者面談などの様々な機会における 説明を通して保護者に周知していくものとする。
- (6) 大津市教育委員会は、各学校におけるいじめに関する調査等の結果について、個人情報の保護に配慮した上で、関係者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 いじめの未然防止に係る取組について

いじめの未然防止を進めるため、子どもが多様な人とのかかわりを通して、お互いの存在を実感し、自己肯定感を育み、違いを認識しそれを尊重できるようになるための集団づくりを行う。

- (1)大津市教育委員会は、本件の風化を防ぎ同様の事案を二度と起こさないためにも、いじめ防止啓発月間(6月及び本生徒の命日である10月)を中心に各学校の児童会や生徒会が主体となって、子どもが自ら各学校でのいじめをなくすための取組を行うものとする。
- (2)関係づくりの学習として、各小中学校においてグループエンカウンター*1やソーシャルスキルトレーニング*2等の学習に取り組むものとする。
- (3)大津市教育委員会は、地域住民の参加による学校支援を推進するため「開かれた学校 づくり」に取り組むものとし、そのために必要なコミュニティー・スクールや学校支 援地域本部等の体制づくりを行うものとする。このことにより、地域の方々の校内外 における子どもたちの見守り活動などをより活性化させ、地域から学校への情報提供 を行いやすくする。
- (4)大津市教育委員会は、各小中学校のいじめ防止基本方針に関する取組の進捗状況及び 課題を把握するとともに、その評価を市長に報告し、市のいじめ防止行動計画の見直 しに反映させていくものとする。

^{※1 「}エンカウンター」とは「出会う」という意味である。メンバー相互が本音を出し合うことにより、互いの理解を深め、また自分自身も受容していくことをねらいとする。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分と出会う。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力などが育成される。集団づくりのもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえる。学級づくりや保護者会などに活用される。

^{※2} 集団生活の中での「ルール」や「良好な対人関係」を身につけるトレーニングである。様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法である。「相手を理解する」、「自分の思いや考えを適切に伝える」、「人間関係を円滑にする」、「問題を解決する」、「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。障害のない子どもだけでなく発達障害のある子どもの社会性獲得にも活用される。

3 / 第3期行動計画の検討経過

年	月	項 目
令和4年	2月	第1回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・いじめについてのアンケート調査結果の概要について ・各取組実施課による自己評価の概要について
令和4年	3月	第2回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・第2期行動計画及びいじめ対策の取組に対する各委員からの意見について ・第3期行動計画の策定方針について
令和4年	5月	第3回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・第3期行動計画の骨子案について
令和4年	6月	大津市議会 教育厚生・総務常任委員会連合審査会 ・第3期行動計画の策定方針・骨子案について
令和4年	8月	児童会・生徒会サミット(大津っ子未来会議) ・子どもの視点からのいじめ対策の取組に対する意見 (子どもからの主な意見と関連する行動計画の取組については次頁参照)
令和4年	8月	第4回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・大津っ子未来会議の報告 ・第3期行動計画の素案について
令和4年	9月	大津市議会 教育厚生・総務常任委員会連合審査会 ・第3期行動計画の素案について
令和4年	9月	大津市総合教育会議 ・第3期行動計画の素案について
令和4年	11月	第5回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・第3期行動計画の計画案について
令和4年	12月	大津市議会 教育厚生・総務常任委員会連合審査会 ・第3期行動計画の計画案について
令和5年	1月	パブリックコメント実施
令和5年	2月	第6回いじめの防止に関する行動計画の策定等にかかる意見聴取会 ・第3期行動計画の最終案について
令和5年	3月	第3期行動計画策定

児童会・生徒会サミット(大津っ子未来会議)における主な意見

児童会・生徒会サミット(大津っ子未来会議)では、各市立小・中学校の代表が参加し、各校の取組紹介や、いじめ防止のためにどのようなことができるか等についての意見交換を行っています。

令和4年度は、協議事項の1つとして「こうして欲しい!大津市のいじめ対策」というテーマを設定し、子どもの視点から、大人が実施しているいじめ対策の取組についても意見をもらいました。

【テーマ】こうして欲しい! 大津市のいじめ対策

- ●大人の見守りや声かけについて
 - ・先生が休み時間に見守りをして欲しい。
 - ・周りが気づいてすぐに声をかけるようにして欲しい。

(関連する取組)

- □ 教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施 (P78)
- □ 学校見守り活動の推進(P85)

●相談しやすくするための相談方法について

- ・先生と明るい雰囲気で話をしたい。重たい感じが苦手。
- ・(教育相談等で) 相談する先生を選ばせて欲しい。
- ・筆談で相談できるようにして欲しい。
- ・大人や相談窓口は、ハードルが高くて利用しづらい。
- ・相談や聞き取りのため放課後に居残りをしていたら、周りの人に何かしたと思われる。工夫して 欲しい。

(関連する取組)

- □ 子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進 (P60)
- □ いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置 (P68)
- □ 相談することの大切さに関する啓発 (P73)
- □ いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施(P78)

●アンケートについて

- ・いじめを発見するためのアンケートは良い。
- ・クラスで一斉に記入するのではなく、期限や場所を決めて用紙を配って欲しい。

(関連する取組)

□ いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施 (P78)

●その他

- 「おおつっこ ほっとダイヤル カード」は捨てられないような工夫をして欲しい。
- ・いじめを起こさないための環境づくりをして欲しい。

(関連する取組)

- □ 子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進 (P60)
- □ いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進 (P72)
- □ 分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進 (P74)

4 / これまでの大津市のいじめ対策

年	月	項目
平成 23 年	10月	市立中学校の2年生がいじめを苦に自ら命を絶たれる
平成 24 年	1月	学校から教育委員会への「いじめの疑い報告」の導入
平成 24 年	8月	第三者調査委員会 第1回会議 開催
平成 25 年	1月	第三者調査委員会 調査報告書を市長に提出
平成 25 年	4月	大津市子どものいじめの防止に関する条例 施行 いじめ対策に関する組織編成 ・市長の附属機関「大津の子どもをいじめから守る委員会」設置 ・市長部局に「いじめ対策推進室」を設置 ・教育委員会事務局に「学校安全推進室」を設置 ・全市立小・中学校に専任の「いじめ対策担当教員」を配置
平成 25 年	6月	「おおつっこ ほっと ダイヤル」カード 配布開始
平成 25 年	9月	いじめ防止対策推進法 施行
平成 25 年	10 月	「おおつっこ ほっと ダイヤル」 フリーダイヤル化
平成 26 年	3月	第1期大津市いじめの防止に関する行動計画(H26~H28) 策定
平成 26 年	4月	「おおつっこ ほっと ダイヤル」火曜日の延長相談(~20時)開始
平成 26 年	10 月	「おおつっこ てがみ 相談」運用開始
平成 27 年	3月	自死された市立中学校生徒ご遺族との和解成立
平成 27 年	4月	大津市子どものいじめの防止に関する条例 改正 「学校安全推進室」を「児童生徒支援課」に組織改編
平成 28 年	1月	法第 28 条に基づく重大事態の調査主体となる教育委員会の附属機関 「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」 設置
平成 29 年	3月	第2期大津市いじめの防止に関する行動計画(H29~R4) 策定
平成 29 年	11 月	LINE相談開始
平成 30 年	4月	大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例 施行
令和2年	1月	第2期大津市いじめの防止に関する行動計画(H29~R4)中間見直し
令和2年	4月	「いじめ対策担当教員」を「子ども支援コーディネーター」に変更 教育委員会への「いじめの疑い報告」をシステム上での入力に変更
令和2年	4月	「いじめの疑い報告」に対するAIによる予測システムの運用開始
令和4年	4月	教育委員会への「いじめの疑い報告」の報告内容の一部簡略化
令和5年	3月	第3期大津市いじめの防止に関する行動計画(R5~R10) 策定

5 関係法令等

(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例

平成25年2月19日/条例第1号

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権 侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及 び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことが できる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互 に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び 役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、 いじめの防止に取り組まなければならない。

(用語の定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- (2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び 生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と 認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例(昭和39年条例第28号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内 にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び 特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子 どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者(第4号に規定する学校に通学する者を除く。)をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を 行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その 他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(市の責務)

- 第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施 策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければなら ない。
- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と 緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

(市立学校の責務)

- 第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他 の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする 心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならな い。
- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを 発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心 して相談することができるよう環境を整えなければなら ない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及 び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り 組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決 に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、そ の内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に 考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各 学年に応じた環境づくりに取り組まなければならな い。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子ども が心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを 愛情をもって育むものとする。
- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。
- 5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に 協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

- 第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。
- 2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家 族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができ る
- 3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる

(市民及び事業者等の役割)

- 第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において 子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地 域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環 境づくりに努めるものとする。
- 2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめ の疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に 情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

- 第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な 参画に関すること。
- (2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。
- (3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。
- (4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。
- (5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。
- (6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。
- (7) いじめに関する相談体制等に関すること。
- (8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。
- 3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの 防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月を いじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とす る。

- 2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広 報啓発活動を実施するものとする。
- 3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

- 第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。
- 2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを 守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機 関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができる よう組織体制を強化するものとする。
- 3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充 実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカ ウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

- 第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な 財政的措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

- 第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及び いじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うこ とができる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの 協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して 教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

- 第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専 門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者

資料編 関係法令等

- (3) 弁護士
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要 な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

- 第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、 関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。
- 2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の 確認を行い、その結果を委員会に報告するものとす る。
- 3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。
- 4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対 応状況を市長に報告するよう努めるものとする。
- 5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国 又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。 (委員会への協力)
- 第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

- 第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
- 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要が あると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況 について報告を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合 は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告 のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその 対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

- 第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由な く、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならな い。

(市立学校以外の学校への協力要請)

- 第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。
- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者 に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定につ いて、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (検討)
- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子ども を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定に ついて検討し、その結果に基づいて条例の改正その他 必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

平成25年3月29日/規則/教育委員会規則/第1号 (趣旨)

- 第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。(組織体制)
- 第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。
- 2 条例第11条に規定するいじめ(疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門 的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任命す る。

(相談等の報告等)

- 第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあってはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあっては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。
- 2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。
- 3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、 速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要 な措置を講じるものとする。
- 4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、 又は第1項若しくは前項の報告があったときは、大津の 子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」とい う。)に適宜報告するものとする。
- 5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報である場合にあっては、同法第69条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

- 第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。
- 2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談 等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証 明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。 (委員会の組織)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互 選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員 長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係 者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。(委員会の庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関 し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。 附則
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附則
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附則
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附則
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附則
 - この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例

平成30年3月26日/条例第1号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。 以下「法」という。)第28条第1項の規定による調査の 結果について法第30条第2項の規定に基づく調査(以 下「再調査」という。)を行わせるため、市長の附属機 関として、再調査の対象となる重大事態ごとに、大津 市いじめに関する重大事態再調査委員会(以下「委員 会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において 使用する用語の例による。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行い、 その結果を答申する。
- 2 委員会は、前項の答申を行う際に、当該再調査に係 る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずべ き措置に関する提言を行うものとする。
- 3 委員会は、当該再調査に係るいじめ(いじめの疑いのある行為を含む。以下「当該いじめ」という。)を受けた児童等(以下「当該児童等」という。)及びその保護者(以下「当該保護者」という。)並びに教育委員会に対し、当該再調査に係る必要な情報を適切に提供するとともに、第1項の答申を行ったときは、当該再調査の結果及び前項の提言の内容を報告しなければならない。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。 (委員)
- 第5条 委員は、いじめに関する専門的知識又は学識経験を有する者であって、本市と利害関係を有しないもののうちから、当該保護者と協議の上、市長が委嘱する
- 2 前項の場合において、委員の半数以上は、当該保護者の推薦する者のうちから委嘱するものとする。ただし、当該保護者からの推薦がないとき、当該保護者の推薦する者の数が委員の半数に満たないときその他の特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 委員の任期は、委嘱の日からその者の委嘱に係る再調査についての第3条第3項の報告が終了した日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該任期を延長することができる。
- 4 市長は、委員が当該いじめに関係する学校若しくは 教育委員会又は当該児童等若しくは当該保護者と利害 関係を有することが明らかになるなど、当該委員によ る公正かつ中立な再調査を行うことができないと認め るに足りる相当の理由があるときその他必要があると 認めるときは、当該委員を解嘱することができる。
- 5 当該保護者は、委員による公正かつ中立な再調査を 行うことができないと信ずるに足りる相当の理由があ

- るときは、市長に対して、その理由を示して当該委員 の解嘱を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしては ならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互 選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある とき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理す る。

(会議)

- 第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員 長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、再調査を行うために必要があると認める ときは、関係者に対し、文書その他の物件の提出を求 め、又は会議に出席を求めてその説明若しくは意見を 聴くことができる。

(調査員)

- 第8条 委員会に、その所掌事務の遂行に必要な調査を 行わせるため、必要に応じ、調査員若干人を置くこと ができる。
- 2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と 認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 調査員は、その者の委嘱に係る調査が終了したとき は、解嘱されるものとする。
- 4 調査員は、附属機関の委員とみなして、大津市特別 職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和 元年条例第20号)の規定を適用する。
- 5 第5条第4項から第6項までの規定は、調査員について準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策調整部において処理する。ただし、当該保護者が希望する場合その他市長が必要と認める場合は、総務部において処理する。

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和元年9月30日条例第20号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会の運営等に関する規則

平成30年3月31日/規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例(平成30年条例第1号。以下「条例」という。)に規定する大津市いじめに関する重大事態再調査委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、いじめ防止 対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」とい う。)において使用する用語の例による。

(委員会等の公正性、中立性)

- 第3条 委員会は、再調査によって明らかとなった事実 のみに誠実に向き合うものとし、公正かつ中立に再調 査を行わなければならない。
- 2 委員会の委員は、その職務を公正かつ中立に遂行しなければならない。

(会議)

- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)第7条各号に掲げる情報が含まれていない事項について審議する場合において、委員会が必要と認めたときは、会議を公開することができる。
- 2 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(再調査に係る措置)

第5条 委員会は、再調査を行うに当たり、再調査に係る対象者が児童等であるときは、その児童等及びその 保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な 措置を講じなければならない。 (当事者の意見陳述)

第6条 委員会は、当該いじめに関係する学校若しくは 教育委員会又は当該児童等若しくは当該保護者からの 申出があったときは、その者に意見を述べる機会を与 えなければならない。

(公表)

- 第7条 市長は、条例第3条第1項の答申を受けたときは、速やかに再調査の結果を公表するものとする。ただし、当該再調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者の同意が得られない場合にあっては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の公表に際しては、委員会の意見を聴いた上で、関係当事者のプライバシーの保護その他必要な配慮をしなければならない。

(資料の管理)

第8条 委員会が調査によって取得、収集した一切の調査関係資料で委員会又は調査員が作成に関与したものの取扱いについては、本市の文書の取扱に関する規程の定めるところによるほか、当該調査に係るいじめを受けた児童等の保護者の意見を聴いた上で、市長がその取扱いを定める。この場合において、市長は、必要に応じて当該規程の規定と異なる定めをすることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(5) いじめ防止対策推進法

(公布) 平成25年6月28日/平成25年法律第71号 (目的)

- 第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。(定義)
- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年 法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部 を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する 児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者 (親権を行う者のないときは、未成年後見人)をい う。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全て の児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう にすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。(いじめの禁止)
- 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの 防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域 の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有す ス

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合 には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとす ス
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びそ の設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置 に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべき ことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項 の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその 設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。 (財政上の措置等)
- 第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のため の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

- 第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力 して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果 的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止 基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 (地方いじめ防止基本方針)
- 第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌 し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけ るいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に 推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止 基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。 (学校いじめ防止基本方針)
- 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめの防止)

- 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相 談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ず るものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に 在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職 員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項 において「相談体制」という。)を整備するものとす る。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。 (関係機関等との連携等)
- 第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等 又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等 に対する指導又はその保護者に対する助言その他のい じめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切 に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学 校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、 民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるもの とする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及 び資質の向上)

- 第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等 又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等 に対する指導又はその保護者に対する助言その他のい じめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切 に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた 教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のた めの教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉 等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防 止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対 処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 の推進)

- 第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを 通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうか を監視する関係機関又は関係団体の取組を支援すると ともに、インターネットを通じて行われるいじめに関 する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、 当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百 三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をい う。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、 法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。 (いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)
- 第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期 発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその 保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対す る指導又はその保護者に対する助言の在り方、インタ ーネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方そ の他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの 防止等のための対策の実施の状況についての調査研究 及び検証を行うとともに、その成果を普及するものと する。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身 に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじ めに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報 その他の啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他 当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思 われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの 事実の有無の確認を行うための措置を講ずるととも に、その結果を当該学校の設置者に報告するものとす る。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めると きは、いじめを行った児童等についていじめを受けた 児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わ

- せる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき ものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれ に対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生 命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある ときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求 めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

- 第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。(出席停止制度の適切な運用等)
- 第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身 又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定 による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを 受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る 重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提 供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合において は、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び 前項の規定による情報の提供について必要な指導及び 支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律 第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をい う。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に 附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる 場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じ て、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告し なければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する 国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項 各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員 会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共 団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人(地方独立 行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規 定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附 属して設置される学校について準用する。この場合に おいて、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは 「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以 下この条において単に「地方公共団体の長」とい う。)」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」 とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大 学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第64条第1項」とあるのは 「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるも のとする。

(私立の学校に係る対処)

- 第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号) 第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当 該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同 種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28条第1項の規定による調査の結果について調査を行 うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が 設置する学校に対して行使することができる権限を新 たに与えるものと解釈してはならない。
- 第32条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年 法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社を いう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、 第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会 社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が 発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を 受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の 長」という。)に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の 長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大 事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認 めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法に

資料編 関係法令等

- より、第28条第1項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の 結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその 設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要 な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域 法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の 必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人 (構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設 置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用す る。この場合において、第1項中「学校設置会社の代 表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営 利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」と あるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあ るのは「第5項において準用する前項」と、第3項中 「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法 人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項に おいて準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2 項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み 替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言 及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又 は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対 し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の 事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は 援助を行うことができる。

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

- 第二条 いじめの防止等のための対策については、この 法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況 等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められ るときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられ るものとする。
- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不 安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学 校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切 な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児 童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行 うものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。 瞬間

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。 附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。

附帯決議(平成25年6月19日衆議院文部科学委員会) 政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑 み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮 をすべきである。

- 1 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 2 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す 責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等 により資質の向上を図ること。
- 3 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 4 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行う に当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切 な情報提供が行われるよう努めること。
- 5 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児 童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切 かつ真摯に対応すること。
- 6 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会 制度の課題について検討を行うこと。
- 7 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

附帯決議(平成25年6月20日参議院文教科学委員会) 政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑 み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮 をすべきである。

- 1 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 2 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 3 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 4 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、 いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、 専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本 法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじ めの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他 必要な措置を講じること。
- 5 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 6 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 7 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の 結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適 切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び 経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 8 いじめには様々な要因があることに鑑み、第25条の 運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどお り教育的配慮に十分に留意すること。

6 / いじめに関する相談窓口

おおつっこほっとダイヤル (いじめ対策推進室)

連絡先		フリーダイヤル おおつっこ こんにちは $0\ 1\ 2\ 0\ -0\ 2\ 5\ -5\ 2\ 8$ (相談専用・通話料無料)									
相談内容		おおむね18歳以下の子どものいじめなどに関する相談に「おおつっこ相談チーム (相談調査専門員)」が応じます。来所の際は、事前にお電話ください。									
	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝日 年末年如										
対応時間	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00						
	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	休み 休み 休み 休み					
	17:00	20:00	17:00	17:00	17:00						
担当課	大津市いじめ対策推進室										
備考	市外局番	077エリフ	ア以外から	かける場	合や、Ⅰ]	P電話等力	らで繋が	らない場	合は、		
	077-528-	-2830(通	話料有料)	におかり	けください	` o					

教育支援センター

	077	7 — 5	22-	4 6 4	6 (相談	炎専用)						
連絡先	077	7 — 5	25-	7 9 1	2 (相認	炎専用)						
	不安を	不安を抱えている子どもや集団にうまく入れない子どもに対して教育相談を実施										
相談内容	し、その	改善に努	めていま	す。また、	子育てや	教育につ	いて悩まれ	れている	保護者の			
	方に対し、子どもの健全な育成がはかれるよう相談援助を行っています。											
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始			
対応時間	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00						
	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	~	休み	休み	休み			
	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00						

大津少年センター

連絡先	0 7 ′	7 - 5	22-	3 7 2	1 (相詞	淡専用)			
相談内容	,	20歳未満の少年に関する生活・学業・しつけ・交友関係・非行等についての悩みごとの相談に指導員や臨床心理士(要予約)が応じます。							
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日 (第3日曜除く)	祝日	年末年始
対応時間		9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	
	休み	\sim	\sim	\sim	~	\sim	~	~	休み
		17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	

堅田少年センター

相談内容との相談に指導員や臨床心理士(要予約)が応じます。	連絡先	07	077-573-9000 (相談専用)									
対応時間 9:00 9:00 9:00 9:00 9:00	相談内容		20歳未満の少年に関する生活・学業・しつけ・交友関係・非行等についての悩みごとの相談に指導員や臨床心理士(要予約)が応じます。									
対応時間		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始		
17:00 17:00 17:00 17:00 17:00	対応時間	休み	~	~	~	~	~	休み	休み	休み		

24時間子供SOSダイヤル (滋賀県・滋賀県教育委員会)

連絡先	フリーダ	イヤル20-	お 0 - 7	やみい831	^{おう} 〇 (相記	炎専用)			
相談内容		いじめ問題等の悩みを抱えた児童生徒や保護者からの相談について、電話相談員							
	が応じま	ミす。夜間	や土日祝	日を含め2	4時間相談	ぞきます	0		
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始
対応時間			24	時間対	· 応 • 年	 中 無 (★		

※最新の情報については以下をご確認ください。



https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2485/g/t/1388029796509.html

笑顔輝く 大津の教育を 目指して

第3期大津市いじめの防止に関する行動計画 【令和5年度(2023年度)~令和10年度(2028年度)】

策定年月:令和5年3月

発 行:大津市・大津市教育委員会

住 所:大津市御陵町3番1号

T e l:077-523-1234(代表)